

【標準的手法】

【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

＜デュー・ディリジェンス分析＞

【関連条項】第48条の2

第48条の2-Q1 「デュー・ディリジェンス分析」には、具体的にどのような対応が求められますか。（令和4年7月15日追加）

(A)

各金融機関において、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－3－2や中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅱ－2－4に基づき、金融機関の規模、複雑性に応じ、適切に投融資時の審査、自己査定、信用格付の付与等が実施されていれば、基本的には告示の要件を満たしているものと扱っていただいて差し支えありません。

この場合、告示第48条の2第5号に規定する債務者の評価の結果については、審査等に使用した内部資料を適切に保管・管理することで、同号の要件を満たしているものと考えられます。

【関連条項】第48条の2

第48条の2-Q2 資金運用業務において債券等へ投資する場合や、投資信託又は証券化商品等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー又は証券化エクスポージャー）にルック・スルー方式又は標準的手法準拠方式を適用する場合など、当該裏付けとなる個々の取引の与信先に対して貸出を直接行っていないときの「デュー・ディリジェンス分析」はどのように行えばよいですか。（令和4年7月15日追加）

(A)

上記に列挙している場合であっても、金融機関が、外部格付を利用して信用リスク・アセットの額を算出するときは、デュー・ディリジェンス分析及び当該分析に基づく必要に応じたリスク・ウェイトの調整の実施が求められます。

しかしながら、金融機関が当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等に対して貸出を直接行っていない場合には、貸出を行っている場合と比較して入手可能な情報が限定されるという実務的な問題が生じ得ます。このような場合であっても、外部格付に機械的に依存しないという規制趣旨が損なわれないよう、適切な対応が必要となりますが、その際には、入手可能な情報が限定されることを踏まえ、入手可能かつ必要な情報を特定し、可能な範囲で対応いただくことで差し支えありません。

なお、当該金融機関のビジネス規模やその経営の実情に応じ、高度な内部格付制度を導入

しているような場合には、当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等が有する外部格付と自らの内部管理に用いる債務者格付等のリスク管理の性質の違いを十分に認識し、外部格付を付与する外部信用評価機関等と自らの内部管理に用いる債務者格付における格付基準との十分な比較分析、共通の債務者に対して付与されている外部格付と内部格付の比較等を総合的に考慮することが求められることに留意が必要です。

<第一種金融商品取引業者等>

【関連条項】第 64 条

第 64 条-Q1 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む。）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む。）が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。（平成 19 年 9 月 28 日修正、令和 4 年 7 月 15 日修正）

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ-2-1(2)②(算定方法)の規定又は平成 18 年金融庁告示第 20 号（銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）又は平成 22 年金融庁告示第 130 号（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準）の規定に基づき合算自己資本自己資本比率等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国・地域としては、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国・地域が含まれます
ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス及びアメリカが含まれます。

<無格付の第一種金融商品取引業者等又は保険会社等>

【関連条項】第 64 条、第 64 条の 2

第 64 条-Q2 無格付の第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む。）若し

くは経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む。）又は保険会社（これに準ずる外国の者を含む。）若しくは保険持株会社（これに準ずる外国の者を含む。）に対するエクスポージャーについては、どのように扱いますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

無格付の第一種金融商品取引業者若しくは経営管理会社又は保険会社若しくは保険持株会社に対するエクスポージャーについて、これらの会社が告示第 64 条各項又は第 64 条の 2 各項の規定により、第 63 条の規定に従った取扱いを行うこととなり、そのエクスポージャーが無格付であった場合、グレード区分については以下のように取り扱うことが可能です。

＜資本バッファ要件の適用がある場合＞

- ・現地当局規制の定める最低水準＋資本バッファ要件を充足：
グレード A の要件である告示第 63 条第 7 項第 2 号の規定を充足
- ・現地当局規制の定める最低水準のみを充足：
グレード B の要件である告示第 63 条第 8 項第 2 号の規定を充足
- ・上記以外：
グレード C に該当

＜資本バッファ要件の適用がない場合＞

- ・現地当局規制の定める最低水準を充足：
グレード A の要件である告示第 63 条第 7 項第 2 号の規定を充足
- ・上記以外：
グレード C に該当

＜バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の充足状況が開示されていない又は対象先の金融機関から入手できない場合＞

- ・グレード C に該当

なお、本邦の第一種金融商品取引業者については金融商品取引法に定める自己資本規制比率（最低水準 120％）、本邦の保険会社及び保険持株会社については保険業法に定める保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率（最低水準 200％）における最低水準の充足をもって、グレード A の要件である告示第 63 条第 7 項第 2 号の規定を充足したものと取り扱って差し支えありません。

＜外国の第一種金融商品取引業者等又は保険会社等＞

【関連条項】第 64 条、第 64 条の 2

第 64 条-Q3 外国の第一種金融商品取引業者若しくは経営管理会社又は保険会社若しくは保険持株会社に対するエクスポージャーについて、どのように取り扱いますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

外国の第一種金融商品取引業者若しくは経営管理会社又は保険会社若しくは保険持株会社に対するエクスポージャーについて、これらの会社が告示第 64 条第 2 項又は第 64 条の 2 第 2 項の要件に合致する者である場合、第 63 条の規定に従った取扱いを行うことができます。

ただし、当該外国又は地域の金融当局が定める規制等の内容が、不明である場合や判別できない場合は、法人等向けエクスポージャーとして取り扱うことも認められます。

なお、外国又は地域において自己資本比率規制金融機関に準ずる者であるかの判断にあたり、当該外国又は地域が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けることが前提となります。「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国・地域としては、バーゼル銀行監督委員会のメンバー国・地域が含まれます。

<J-REIT 向けの負債性資金>

【関連条項】第 65 条

第 65 条-Q3 J-REIT に代表される不動産投資法人への負債性資金（不動産投資法人債や融資）は、どのように取り扱いますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

告示第 70 条の 6 に規定する「劣後債権その他資本性証券のエクスポージャー」に該当しない場合には、J-REIT 向けの負債性資金に係るエクスポージャーは、一般に次のような性質を有することを踏まえ、「法人等向けエクスポージャー」として取り扱うこととなります。

- ・投資物件の入れ替えが想定され、特定の物件に紐づく資金使途の特定が困難であること
- ・実行時には担保が設定されないこと

なお、上記の 2 点の性質をいずれも満たさない場合には、「法人等向けエクスポージャー」には該当しないと判断されます。その場合には、「事業用不動産関連エクスポージャー」として取り扱うことが適切であると考えられます。判定にあたっては、本 Q&A【証券化エクスポージャー】第 1 条-Q3 もご参照ください。

<中堅中小企業等>

【関連条項】第 65 条第 4 項

第 65 条-Q4 「中堅中小企業等」の判定はどのように行えばよいですか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

中堅中小企業等の売上高判定については、債務者の直近の決算書や税務申告書等をもと

に行ってください。

また、同一のグループに属する各企業の決算時期が異なる場合、基本的には親企業又は中核企業の決算時期に合わせることが適当と考えられますが、一定のルールに基づき各金融機関の内部管理上の取扱いに沿ってご対応いただくことも可能です。

【関連条項】第 65 条第 4 項

第 65 条-Q5 「同一のグループ」の売上高が 50 億円超の場合で、当該グループに属する売上高 50 億円未満の子会社は「中堅中小企業等」に該当しますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

中堅中小企業等の判定は、金融機関が内部管理において同一と扱うグループ一体で行うことが合理的と考えられます。そのため、グループ内に売上高 50 億円未満の子会社が存在したとしても、当該グループ全体で売上高が 50 億円以上の場合は、その子会社は中堅中小企業等には該当しません。

【関連条項】第 65 条第 4 項

第 65 条-Q6 「ただし、当該法人等が卸売業を営む場合その他の当該法人等の事業規模を判断するに当たって当該法人等の売上高を用いることが適切ではない場合」の運用はどのように考えればよいですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

「事業規模を判断するに当たって当該法人等の売上高を用いることが適切ではない場合」に該当する場合としては、当該法人等が卸売業を営む場合のほか、例えば、日本標準産業分類における「金融・保険業」を主要な事業として営む法人等であって、当該法人等の売上高が把握できない場合等が挙げられます。金融機関において当該規定を運用するに当たっては、業種等の範囲、当該業種等に関して事業規模を判断する際の基準として売上高を用いることが適切でない理由等を内部規程等において明確に定めておく必要があると考えられます。

<「プロジェクト・ファイナンス」の判定における担保の取扱い>

【関連条項】第 65 条の 2 第 1 項第 1 号

第 65 条の 2-Q1 「信用供与の条件」を通じた「有形資産について相当程度の支配権」を有するかの判断として、どのようなことを確認すればよいでしょうか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

プロジェクト・ファイナンスの特性として、利払い及び返済の原資がプロジェクトの事業からの収益に強く依存しているだけではなく、プロジェクト・ファイナンスの保全対象とな

る資産（有形資産及び無形資産（営業権等））もその事業に関連するものに限定されていることが挙げられます。

これらの保全対象として限定された資産への「相当程度の支配権」を有するかを判定するにあたり、当該資産への形式的な法定担保権の設定の有無等に着目してプロジェクト・ファイナンスへの該当の有無の判定をした場合、個別のプロジェクト毎に様々な契約形態が想定されることから、実際の内部管理上のリスク認識と自己資本比率規制における資産クラスの判定に乖離が生じる可能性が想定されます。このことは、自己資本比率規制における適切な信用リスク・アセットの額の算出という観点からも望ましくはありません。従って、「相当程度の支配権」を有するかの判定については、プロジェクトの事業に係る資産売却が行われる場合における債権の優先的な保全の有無という観点から、実質的な判断が求められることとなります。

以上のことから、各法域で有効な担保権設定登記や契約上の担保権の設定がなかったとしても、実質的に事業の資産処分時等においてこれらと同等の優先的な取扱いがコベナント条項の設定を通じて担保されている場合には、当該要件は充足しているものとみなして差し支えありません。このようなコベナント条項の具体例としては、担保制限条項（ネガティブ・プレッジ条項）が設けられており、担保権の設定を通じて他債権者が自金融機関よりも優先して弁済を受けることがないことが確保されている場合が挙げられます。なお、この場合であったとしても、担保制限条項の範囲や例外等を分析し、債権の実質的な保全状況を総合的に判断する必要があることに留意が必要です。

<「不利益となる行為」の制限>

【関連条項】第 65 条の 2 第 4 項第 3 号

第 65 条の 2-Q2 「標準的手法採用行の不利益となる行為を債務者が行うことが制限されている」こととして、どのような行為が制限されていればこの要件を充足することとなりますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）
--

(A)

ここでいう「標準的手法採用行の不利益となる行為」とは、一般的な信義則違反だけでなく、債務履行の蓋然性に影響を与える行為の制限を意味します。当該行為を制限するための措置として、例えば、プロジェクト・ファイナンスの事業主体が債務履行に影響する指標である負債資本比率に対して任意に影響を及ぼすことができないよう、事業主体による追加的な借入の実行の制限や（実行する場合には）金融機関への事前の協議・承諾を要することについて契約上合意されていること等が、これに該当します。

さらに、契約上合意された内容について一定の拘束力が発揮されるよう、プロジェクト・ファイナンスの事業主体との契約におけるコベナント条項として当該内容が設定されている場合には、当該要件を充足しているものと判断されます。

＜「十分な財務上の措置」の要件＞

【関連条項】第 65 条の 2 第 4 項第 4 号

第 65 条の 2-Q3 「十分な財務上の措置」とは、具体的にどのような措置が講じられていることをもって充足することとなりますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

プロジェクトの運用における偶発的・突発的な事象の発生への予期せぬ支出の対応や安定的な運転資金の確保のために必要な措置が講じられている場合、当該要件は充足されているものとみなされます。

ここでいう必要な措置としては、典型的には、元利金返済や予期せぬ操業関連の出費等への用途を限定したリザーブ（積立金）が十分に確保されていることが該当します。このような措置以外にも、例えば、次に掲げるような措置のいずれか又は複数が講じられている場合であり、偶発的・突発的な事象の発生による債務履行の蓋然性への影響が限定的であると総合的に判断される場合には、当該要件を充足することとみなして差し支えありません。

- ・ プロジェクトのスポンサー出資の割合が一般的な水準よりも高く、資本の厚みが十分に確保されていること。出資以外にも、メザニンファイナンスが活用されることで、十分な余剰資金が確保されていることなども含む。
- ・ スポンサーによる親子ローンの極度額が設定されていること。
- ・ スポンサーの債務引受条項が設定されていること。
- ・ 長期的な契約により、「信用力の高いオフテイカー（第 65 条の 2 第 4 項第 6 号）」からの安定的な収益が長期間見込まれていること。
- ・ 金融機関自身又は他の金融機関により偶発的・突発的な事象に備えた資金枠が設定されていること（※）。

※ 要件の充足の確認にあたり、資金枠の設定時や取引期間中における資金枠の引出しを通じたプロジェクト・ファイナンスの事業主体による債務履行の蓋然性への影響を適切に分析し、長期的な債務履行の蓋然性に影響を与えるものではないと確認されている場合に限ります。

＜「テイク・オア・ペイ契約」の要件＞

【関連条項】第 65 条の 2 第 4 項第 5 号ハ

第 65 条の 2-Q4 固定価格買取制度は、「テイク・オア・ペイ契約」の要件を充足することとなりますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

「テイク・オア・ペイ契約」と同様の効果が担保されると考えるためには、需要家の実需を問わず、事前に定められた価格で（かつ、事前に数量の定めがある場合には、その数量ま

で) 買取りが保証されるか否かが判断材料となります。この観点に照らした場合、所謂固定価格買取制度と呼ばれる制度は、法令に基づき、一定の期間、国が定めた価格で事業者が生産物を買取することを義務付ける制度であることから、「テイク・オア・ペイ契約」と同様の効果が認められるものと考えられます。従って、固定価格買取制度は、第 65 条の 2 第 4 項第 5 号ハに規定する要件を充足するものとして差し支えありません。

ただし、固定価格買取制度については、期間の定めがあることから、制度の終了後は本要件を充足しなくなります。従って、金融機関は制度の有効期間やその期間の延長の状況等を注視することが求められることに留意が必要となります。

＜「信用力の高いオフテイカー」からの収入への依存＞

【関連条項】第 65 条の 2 第 4 項第 6 号

第 65 条の 2-Q5 返済の原資を「信用力の高いオフテイカー」からの収入に依存していることは、どのように確認すればよいでしょうか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

本要件の趣旨は、プロジェクト・ファイナンスにおける債務履行の蓋然性の観点から、プロジェクトの需要サイドのリスク評価として、収入の安定性の蓋然性が高いことを「信用力の高いオフテイカー」からの収入に依存しているか否かという観点で評価するものとなります。

具体的には、プロジェクト・ファイナンスの収入原資となるキャッシュ・フローの主たる部分を構成する需要家（オフテイカー）を特定し、それらのオフテイカーが全て第 65 条の 2 第 4 項第 6 号に規定する「信用力の高いオフテイカー」に該当する否かを確認し、要件の充足を判断することとなります（※）。なお、主たるキャッシュ・フローの源泉となるオフテイカーの構成状況や当該オフテイカーが「信用力の高いオフテイカー」に該当するか否かの確認については、少なくとも当該プロジェクト・ファイナンスの定期的な信用リスクの評価や格付見直しと同程度の頻度で実施することが求められることに留意が必要となります。

※ 一部のオフテイカーが「信用力の高いオフテイカー」に該当しない場合でも、「信用力の高いオフテイカー」に該当すると判断されるオフテイカーからのキャッシュ・フローがプロジェクトの主たる収入であると認められるときには、第 65 条の 2 第 4 項第 6 号の要件を満たす取扱いとして差し支えありません。

＜「信用力の高いオフテイカー」による契約の解除＞

【関連条項】第 65 条の 2 第 4 項第 8 号

第 65 条の 2-Q6 「信用力の高いオフテイカー」が契約を解除する場合とは、具体的にどのような場合を指しているのですか。また、この場合に必要とされる「プロジェクトに損失を生じさせないための必要な措置」とは具体的にどのような措置となります

か。(令和4年7月15日追加)

(A)

プロジェクト・ファイナンスの信用リスクの評価における、プロジェクトの需要サイドに起因するリスクを評価する観点から、「信用力の高いオフテイカー」から一方的に「契約の解除」が実施される場合を指します。

このような場合における「プロジェクトに損失を生じさせないための必要な措置」とは、例えば、契約において、一方的な解約が行えないとすることや、十分な解約清算金の支払いについて明記されていることが考えられます。

なお、解約清算金が設定されている場合において、金融機関が「必要な措置」の要件の充足を判断するためには、単に契約上の解約清算金が設定されているだけでなく、「信用力の高いオフテイカー」の解約に伴うプロジェクトの将来キャッシュ・フローへの影響に対して、解約清算金の金額が十分であるかといった評価が求められることに留意が必要です。

<担保の取得>

【関連条項】第65条の2第4項第9号

第65条の2-Q7 プロジェクトの事業の運営に必要となる資産や債務者の有する権利について、「認められる範囲において担保に供されていること」とありますが、法定の担保を取得していなかったとしても、コベナンツの手当て等により担保を取得していると同等の効果がある場合も、本要件を充足しているものと認められますか。(令和4年7月15日追加)

(A)

第65条の2第4項第9号の規定は、各法域において認められる以上の担保取得を求めるものではありません。プロジェクトの事業の運営に必要となる資産や債務者の有する権利について、当該プロジェクトが準拠する法令によって有効な範囲で、金融機関が担保の取得を行うことで同号の規定の要件は充足するものと考えられます。

もっとも、プロジェクトが準拠する法令に基づく法定の担保取得でなかったとしても、当該法令に則り有効な保全が図られるよう契約条件を定めている場合には、担保を取得する場合と同等の効果が期待されるため、同号の要件を満たす扱いとして差し支えありません。この場合、告示Q&A第65条の2-Q1に記載の取組みがなされていることを確認のうえ、プロジェクトの事業の運営に必要となる資産や権利への支配権を通じて、債務不履行発生時又はそれ以降の事業のリストラクチャリングや資産売却が適時に実行できるかの確認が求められる点に留意が必要です。

<「長期債務」の減少の特定>

【関連条項】第65条の2第5項第2号

第65条の2-Q8 プロジェクト・ファイナンスにおけるプロジェクトの進捗状況におい

て、「長期債務が減少していること」はどの時点で判断すればよいですか。(令和4年7月15日追加)

(A)

「長期債務が減少していること」の判定は、形式的に1回目の債務償還の履行が完了した時点のみならず、追加的な長期債務の発生の見込みがなく、長期債務の減少の高い蓋然性が確認できた時点をもって当該要件を充足しているものと判定いただき、差し支えありません。

この場合における、長期債務の減少の高い蓋然性の確認とは、単にプロジェクト・ファイナンスの目的たる建築物の建築完了(所謂「物理的完工」)を指すものではなく、例えば次に掲げる全ての確認事項(以下「長期債務の減少に係る確認事項」という。)を通じ、1回目の債務償還の高い蓋然性(元本一括返済である場合には、満期までの債務履行の高い蓋然性)を確認することを指します。

- ・ 一定期間、性能が発揮されているか。
- ・ (製造物の出荷開始を前提に) 安定的な正のキャッシュ・フローが発生しているか。
- ・ その他の債務償還の履行に係る重要な懸念事項が認められないか。

なお、「運用段階」の判定における客観性が十分に担保されるよう、1回目の債務償還の高い蓋然性(元本一括返済である場合には、満期までの債務履行の高い蓋然性)の確認をもって「長期債務が減少していること」を判定する場合には、長期債務の減少に係る確認事項について、次の対応が求められることにも留意が必要です。

- ・ 各プロジェクトにおいて設定される長期債務の減少に係る確認事項の具体的項目やその判断基準の事前の書面化
- ・ 長期債務の減少に係る確認事項の判断基準が、業界慣行や金融機関の保有する他案件と比較して甘い評価となっていないか否かの確認
- ・ 長期債務の減少に係る確認事項の具体的内容やその判断基準について、ステーク・ホルダー(債務者となるプロジェクトの主体のみならず当該プロジェクトのスポンサー等の主要な関係者)との認識共有
- ・ 事前に定めた長期債務の減少に係る確認事項の判断基準に沿って判断がなされることの金融機関内部での運用の担保

<トランザクターの要件>

【関連条項】第67条第3項

第67条-Q1 適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーのうち、リスク・ウェイトを45パーセントとすることができるものはどのような

な与信ですか。(令和4年7月15日追加)

(A)

適格中堅中小企業等向けエクスポージャー又は適格個人向けエクスポージャーのうち、リスク・ウェイトを45パーセントとすることができるもの(所謂「トランザクター向け債権」)に該当する与信としては、以下に掲げるものが考えられます。

No.	商品	オン・バランス資産 (実行済残高)の部分	オフ・バランス取引 (未使用額)の部分
1	クレジット・カード債権 (ショッピング) (※1)	過去十二月にわたり遅滞なく、予定通り返済が履行されている場合、RW=45% (※2・3)	同左(※2・3)
2	クレジット・カード債権 (キャッシング)	実行済残高がある場合、「トランザクター向け債権」に該当しない	過去十二月にわたり債務の残高が零である場合、RW=45%(※4)
3	カードローン与信	実行済残高がある場合、「トランザクター向け債権」に該当しない	過去十二月にわたり債務の残高が零である場合、RW=45%(※4)
4	当座貸越	実行済残高がある場合、「トランザクター向け債権」に該当しない	過去十二月にわたり債務の残高が零である場合、RW=45%(※4)

※1:「翌月一括払い(マンスリークリア)」、「ボーナス月一括払い」、「分割払い」、「リボルビング払い」のものが含まれます。

※2:遅滞なく、予定通り返済が履行されているかどうかの判断については、各金融機関における延滞の管理基準と整合的な基準で判断いただき差し支えありません。

※3:予定通り返済が履行されている場合には、使用実績がなく、返済履行日における債務の残高が零である場合を含みます。

※4:未使用額について、「キャッシング枠」と「ショッピング枠」の両方が極度枠として供与されており、両者の判別が難しい場合は、未使用額のうち「キャッシング枠」の上限までを「キャッシング枠」とし、残りを「ショッピング枠」とみなすなど、両者を保守的に切り分けた上で上記のNo.1及び2の取扱いを適用することも認められます。

なお、上記の基準に照らして各債権がRW=45%となるかの判断にあたり、取引実績が十二月に満たない債権については、RW=45%とはなり得ないことに留意が必要となります。

【関連条項】第 67 条第 3 項

第 67 条-Q2 「過去十二月にわたり」要件が充足しているかを確認するためには、どの程度の頻度での確認が求められますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

月次以上の頻度で蓄積されたデータを用いて確認することが求められます。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の定義>

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q1 店舗住宅など、一つの不動産が自己居住用と非自己居住用（賃貸や店舗等の用途）の併用となっている場合、どのように取り扱いますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

一つの不動産に自己居住用と非自己居住用（賃貸や店舗等の用途）の部分がある場合、①床面積等の客観的な判断材料により当該不動産に係るエクスポージャーの額や物件価値の額を案分し、不動産の用途別に資産クラスを判定する方法や、②床面積の比率から主要な不動産の用途を特定し、その用途に沿った資産クラスを判定する方法が考えられます。

②における床面積の比率から主要な不動産の用途を特定する方法としては、例えば、自己居住用部分と非自己居住用部分の床面積比を基準にすること等が挙げられます。判断基準については、金融機関の内部管理との整合性に留意し、一貫した方法として明確に規定される必要があります。

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q2 資金使途の対象となっている不動産と、抵当権が設定されている不動産の範囲（関係）はどのように考えれば良いですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に代表される不動産関連エクスポージャーの判定要件の一つとして、抵当権が設定された不動産に係る建設、取得、増改築その他の不動産関連費用への資金使途の限定が、規定されています。この場合において、抵当権の設定対象である不動産の「全部」が当該エクスポージャーに係る資金により取得されたことが必要わけではなく、あくまで資金使途の対象となっている不動産と抵当権の対象となる不動産が一致していることが求められることとなります。

例えば、資金使途が住宅の修繕資金であった場合には、抵当権の設定対象である住宅の取得方法に関わらず、当該住宅に係る修繕資金の融資実行時点における当該住宅の「V：物件価値」により「LTV 比率」を計測することとなります。この場合、当該住宅の建つ土地に共同担保が設定されているときには、当該住宅との一体性からその価値を「LTV 比率」に考慮することで差し支えありません。

なお、不動産関連エクスポージャーの保全強化のために、資金使途の対象となる不動産以外の不動産にも共同担保を設定している場合には、その不動産の「V：物件価値」を「LTV 比率」に勘案しても差し支えありません。ただし、その「LTV 比率」の計算については、第 68 条-Q3 も参照し、適切に算定することが求められます。

＜自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の LTV 比率＞

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q3 不動産に根抵当権が設定されており複数のエクスポージャーがある場合や先順位者・同順位者がいる場合の「LTV 比率」の計算はどうしたらよいですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

「LTV 比率」を用いてリスク・ウェイトの判定を行う不動産関連エクスポージャーへの担保不動産による保全の状況を踏まえ、「LTV 比率」を適切に計算する必要があります。

以下に具体的な計算例をお示しします。

ケース 1：根抵当権が設定されている場合①

＜前提条件＞

- ・ 抵当権者である国際統一基準行は、当初評価額が 5000 万円の債務者の住宅に極度額を 5000 万円とする第 1 順位の根抵当権を設定
- ・ 同行は、同債務者に対して次のエクスポージャーを保有
 - ① 住宅ローン（資金使途は当該住宅の建設・取得に係る費用）：4000 万円
 - ② カーローン：300 万円

＜計算例＞

住宅ローンに関連する「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に該当するものは上記の①のみであり、②は該当しません。

このことを踏まえ、「LTV 比率」の計算においては、①に係るエクスポージャーの額と根抵当権が設定された住宅の物件価値を考慮することになるため、次の値となります。

$$\text{LTV 比率} = \frac{\text{①のエクスポージャーの額}}{\text{根抵当権が設定された住宅の物件価値}} = \frac{4000 \text{ 万円}}{5000 \text{ 万円}} = 80\%$$

ケース 2：根抵当権が設定されている場合②

＜前提条件＞

- ・ 抵当権者である国際統一基準行は、当初評価額が 5000 万円の債務者の住宅に極度額を 5000 万円とする第 1 順位の根抵当権を設定

・同行は、同債務者に対して次のエクスポージャーを保有

- ① 住宅ローン（資金使途は当該住宅の建設・取得に係る費用）：2500 万円
- ② リフォームローン（資金使途は当該住宅の増改築に係る費用）：500 万円

<計算例>

①・②ともに担保に供される住宅に関連する費用を資金使途とすることから、どちらも「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に該当します。

この場合、両者のリスク・ウェイト判定に用いる「LTV 比率」の計算においては、①及び②に係るエクスポージャーの額を分子に考慮することとなるため、次の値となります。

$$\text{LTV 比率} = \frac{\text{①・②のエクスポージャーの額の合計額}}{\text{根抵当権が設定された住宅の物件価値}} = \frac{2500 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円}}{5000 \text{ 万円}} = 60\%$$

ケース 3：連続する抵当権を設定している場合

<前提条件>

- ・抵当権者である国際統一基準行は、当初評価額が 5000 万円の債務者の住宅に第 1 順位：3000 万円、第 2 順位：2000 万円の抵当権を設定
- ・同行は、同債務者に対して次のエクスポージャーを保有
 - ① 住宅ローン（資金使途は当該住宅の建設・取得に係る費用、第 1 順位の抵当権により保全）：2000 万円
 - ② リフォームローン（資金使途は当該住宅の増築に係る費用、第 2 順位の抵当権により保全）：1000 万円

<計算例>

①・②ともに担保に供される住宅に関連する費用を資金使途とすることから、どちらも「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に該当します。

この場合、自行が持つ抵当権が第 1 順位と第 2 順位で連続していることから、①・②を合わせた実質 1 つのエクスポージャーが 1 つの抵当権により保全されるとみなすことができます。従って、それぞれについて「LTV 比率」を計算するのではなく、合算した次の「LTV 比率」を①・②のリスク・ウェイト判定に用いることとなります。

なお、②は形式的には第 2 順位であるものの、同行が連続した抵当権を保有していることから 2 つの抵当権を 1 つの抵当権とみなして、リスク・ウェイトの 1.25 倍の調整を行わなくても差し支えありません。

$$\text{LTV 比率} = \frac{\text{①・②のエクスポージャーの額の合計額}}{\text{抵当権が設定された住宅の物件価値}} = \frac{2000 \text{ 万円} + 1000 \text{ 万円}}{5000 \text{ 万円}} = 60\%$$

ケース 4：同順位の抵当権を設定している場合

<前提条件>

- ・ 抵当権者である国際統一基準行は、シンジケートローンの資金目的である当初評価額が 5 億円の商業テナント用不動産に自行は 3 億円、協調融資をする他行は 2 億円をそれぞれ第 1 順位で抵当権を設定。

- ・ 基準日時点において、両行は同債務者に対して次のエクスポージャーを保有

① 国際統一基準行（自行）：

ノンリコースローン（資金使途は同不動産の建設・取得に係る費用）：2 億円

② 他行：

ノンリコースローン（資金使途は同不動産の建設・取得に係る費用）：1.5 億円

<計算例>

①はノンリコースローンであることから、「事業用不動産関連エクスポージャー」に該当し、リスク・ウェイトの判定には「LTV 比率」が必要となります。

「LTV 比率」の計算に必要な「V：物件価値」は当初評価額の 5 億円を設定するのではなく、第 1 順位を設定している自行と他行の抵当権設定額に応じて、プロラタに配分されるべきであるため、「LTV 比率」は次の値となります。

$$\begin{aligned} \text{LTV 比率} &= \frac{\text{自行のエクスポージャーの額}}{\text{抵当権が設定された不動産の物件価値(プロラタ配分後)}} \\ &= \frac{2 \text{ 億円}}{5 \text{ 億円} \times \frac{3 \text{ 億円}}{3 \text{ 億円} + 2 \text{ 億円}}} = 66.66 \dots \% \end{aligned}$$

また、「LTV 比率」の計算の原則に従い、次のように計算することも許容されます。この計算結果は、不動産の物件価値のプロラタ配分において、基準日時点のエクスポージャーの金額に基づき「V：物件価値」を算出した結果と一致することとなるため、金融機関は、いずれの計算方法を用いても差し支えありません。

$$\text{LTV 比率} = \frac{\text{①・②のエクスポージャーの額の合計額}}{\text{抵当権が設定された不動産の物件価値}} = \frac{2 \text{ 億円} + 1.5 \text{ 億円}}{5 \text{ 億円}} = 70\%$$

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q4 金融機関の保有する抵当権よりも先順位の抵当権を保有する債権者のエクスポージャーの額がわからない場合、「LTV 比率」の計算はどのように行えばよいでしょうか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

先順位の抵当権を保有する債権者のエクスポージャーの額の特定が困難な場合には、登記上の当該債権者の抵当権設定額や根抵当権設定額を「LTV 比率」の計算に勘案して差し支えありません。

＜自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の適格性の要件＞

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2、第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条、第 70 条の 2

第 68 条-Q5 「信用リスクの監視を行うために必要な情報」とは、どのような情報がこれにあたりますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに代表される不動産関連エクスポージャーは、住宅ローンや賃貸用不動産取得向けの融資、不動産ノンリコースローン等の多岐に渡る不動産関連融資に適用されるものです。さらに、金融機関の融資方針やリスク管理方法については、各金融機関の経営方針、規模、複雑性に基づき様々であることが想定されます。

従って、「信用リスクの監視を行うために必要な情報」を一律・具体的に定義することは困難であるため、各金融機関の実態・実務に照らして与信実行時点及び途上管理において必要と考えられる情報を「信用リスクの監視を行うために必要な情報」として、各金融機関が定義することで差し支えありません。ここで、必要な情報とは、債務者の返済能力の評価(返済比率、DSCR、財務諸表、モデルスコア、格付等)や担保評価のみならず、債務者・債権の特性に合わせて各金融機関が適時に入手する全ての情報が対象となります。さらに、一度「信用リスクの監視を行うために必要な情報」の定義を行ったとしても、新たなデータの活用・新モデルの導入等の結果、その定義が再更新されることは許容されます。

なお、第 68 条第 3 項第 4 号等に規定する「文書が適切に作成される」ことの要件は、必ずしも全てのエクスポージャー一件一件に対して「信用リスクの監視を行うために必要な情報」に係る文書の作成・管理・保存を求めるものではなく、電子的媒体による保存を行い、適時に参照できる態勢を構築することで充足されるものと扱って差し支えありません。

【関連条項】第 68 条、第 68 条の 2

第 68 条-Q6 「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」の「適格性の要件」には、完工していることの要件が求められていませんが、未完工時におけるその他の要件の充足において留意すべきことはありますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」については、他の不動産関連エクスポージャーとは異なり、「適格性の要件」として抵当権の設定された物件が完工していることは求められていません。他方で、未完工時に融資を実行している等の場合には、銀行にエクスポージャーが発生しているものの、物件の完成後に登記が完了するまでは抵当権の設定を完

了させることができず、形式的には「適格性の要件」を充足できません。ただし、このような場合であっても、例えば、提携業者による仲介を通じた融資であるなどの理由により、物件完工時の所有権保存登記と同時に金融機関の抵当権設定登記を行うことが確実と見込まれるときは、未完工であったとしても、抵当権設定登記の時点で予定されている抵当権順位をもって、抵当権に係る「適格性の要件」の充足を判定して差し支えありません。

【関連条項】第 68 条 3 項 3 号イ・ロ

第 68 条-Q7 「健全かつ保守的な算定基準」を満たしており、「信用供与の担保に付されている物件の価値の評価」が「信用供与に関する一連の手続から独立」している「物件の価値」の評価方法とは、どのような評価方法が該当しますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

自己居住用不動産等向けエクスポージャーに代表される不動産関連エクスポージャーのリスク・ウェイトの決定要因となる「物件の価値」は、早期是正措置の前提となる自己資本比率の算定の基礎となるものであることから、その評価については客観性や正確性が求められることとなります。この趣旨を踏まえて、金融機関が利用・参照する「信用供与の担保に付されている物件の価値」の評価方法について、恣意性の排除された客観性が担保された評価方法であるかを確認する必要があります。

仮に、「信用供与に関する一連の手続」として考えられる案件の推進から融資決定に係るプロセスにおいて、その担当者又は関係者が金融機関で参照される「物件の価値」の決定に重要な影響を及ぼし得る場合、「物件の価値」の改ざん等の利益相反の発生のおそれがあります。この場合、「物件の価値の評価」の客観性・正確性が失われることが懸念されるため、その「物件の価値」を自己資本比率の基礎となる計数として取り扱うことは健全性の観点から望ましくなく、「適格性の要件」は満たされないものとして告示上の取扱いがなされることとなります。

このことを踏まえて、「物件の価値の評価」については、融資・審査のプロセスの外部で決定されることが基本となり、これらのプロセスにおいては「物件の価値」は外生的なものとして取り扱われるものとなります。このような「物件の価値の評価」の典型的な例としては、外部の第三者による評価結果を参照することが挙げられます。また、外部の第三者による評価ではなかったとしても、客観的な情報（路線価等）に基づき「物件の価値」を評価する計算方法が金融機関内部で整備されており、融資・審査プロセスの関係者の恣意性が排除された数値として「物件の価値」が算定される場合も、これらの要件を充足するものとみなされます。もっとも、各金融機関における「物件の価値」の評価からの融資・審査プロセスの独立性を一律に定義することは困難であることから、その実態に照らして適切に判断することが重要となります。

金融機関は、これらの評価方法の堅確性について、定期的な内部プロセスの確認や内部監

査の実施、第三者による外部監査の実施等により確保する必要があることに留意が必要です。

＜自己居住用不動産等向けエクスポージャー他の例外規定＞

【関連条項】第 68 条の 2、第 69 条の 2、第 70 条の 5

第 68 条の 2-Q1 令和 4 年金融庁告示第 22 号附則第 9 条の経過措置の対象となるものを除き、自己居住用不動産等向けエクスポージャーや賃貸用不動産向けエクスポージャーの国内基準行である標準的手法採用行の例外的取扱いとして「抵当権により完全に保全されていること」又は「抵当権により完全に保全されていないこと」によりリスク・ウェイトの判定を行うことができるとされています。また、第 70 条の 5 に規定する「LTV 比率」の計算における「V：物件価値」には、「信用供与の実行時点」という要件がありません。これらの取扱いを行ううえで、保全の状況や物件価値はどの程度の確認を行う必要がありますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権等を保有していることから、これらの全ての不動産について担保物件の評価を頻繁に行うことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であり、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法でこれを行うことで差し支えありません。抵当権により完全に保全されているかの規定は、住宅ローン等の抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成 19 年 4 月 1 日以降に追加実行を行った場合は、「平成 19 年 3 月 31 日において保有する」ものでないことから、令和 4 年金融庁告示第 22 号附則第 9 条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。

また、第 70 条の 5 に規定する物件価値も同様に、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法により適切に把握された物件価値を用いることで差し支えありません。

【関連条項】第 68 条の 2、第 69 条の 2、第 70 条の 5

第 68 条の 2-Q2 「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」や「賃貸用不動産向けエクスポージャー」には、第 68 条の 2 や第 69 条の 2 に規定されるリスク・ウェイトの判定方法の例外と第 70 条の 4 に規定される「V：物件価値」の取扱いの特例（リスク・ウェイトの判定は国際統一基準行が用いるものを使用）の二つの例外的な取扱いの規定が存在しています。これらについて、併用することは可能でしょうか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

金融機関が自己居住用不動産等向けエクスポージャーや賃貸用不動産向けエクスポージャーに対するリスク・ウェイトの判定の例外規定を用いる場合、原則として、それぞれの資産クラスの分類毎にいずれかの例外規定を一貫して用いることが原則となります。この場合、資産クラス内での一貫した取扱いを前提としたうえで、次のような適用方法が考えられます。

<資産クラス別の例外規定の適用方法>

	「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」	「賃貸用不動産向けエクスポージャー」
パターン 1	第 68 条の 2	第 69 条の 2
パターン 2	第 68 条の 2	第 70 条の 5
パターン 3	第 70 条の 5	第 69 条の 2
パターン 4	第 70 条の 5	第 70 条の 5

ただし、金融機関のリスク管理の高度化に伴い、次のような取扱いを金融機関が行うことを妨げるものではありません。

- ・「抵当権により完全に保全されている」か否かによりリスク・ウェイトの判断を行う第 68 条の 2 や第 69 条の 2 に規定される取扱いから、より LTV を精緻に管理することを前提とする第 70 条の 5 に規定される「V：物件価値」の特例規定を用いた「LTV 比率」によるリスク・ウェイトの判定への移行
- ・例外的な取扱いの適用の中止

もっとも、リスク管理の高度化を踏まえた変更において、やむを得ない理由により、資産クラス内の全てのエクスポージャーに対して一貫した取扱いを実施することが困難である場合も想定されます。この場合、次の内容が担保されることを前提として、全てのエクスポージャーに対して一貫した例外的な取扱いが適用されなかったとしても差し支えありません。

- ・資産クラス内の個別のエクスポージャーについて適用される例外的な取扱いの方法が、明らかであること。
- ・信用リスク・アセット額等の算出に係る IT システムの大幅な更改や金融機関の合併その他大規模な組織変更等の特段の事象を除き、資産クラス内の個別のエクスポージャーに対して適用される例外的な取扱いが、一貫して変更されないこと。

<自己居住用不動産等向けエクスポージャー他に設定された根抵当権>

【関連条項】第 68 条の 2、第 69 条の 2

第 68 条の 2-Q3 住宅ローン等に根抵当権が付いている場合の「抵当権により完全に保全されている」かは、どのように判断したらよいですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

根抵当権であっても、算出基準日時点の住宅ローン等の残高が根抵当権の極度額の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

ただし、以下のような例では、いずれかのエクスポージャー1つを「抵当権により完全に保全されている」とすることはできないことに留意が必要です。

<前提条件>

- ・債務者 A の当初評価額が 5000 万円の住宅に極度額を 3000 万円とする第 1 順位の根抵当権を設定
- ・A に対して次のエクスポージャーを保有
 - ① 住宅ローン（資金使途は当該住宅の建設・取得に係る費用）：3000 万円
 - ② リフォームローン（資金使途は当該住宅の増築に係る費用）：1000 万円

<判定例>

①・②ともに担保に供される住宅に関連する費用を資金使途とすることから、どちらも「自己居住用不動産等向けエクスポージャー」に該当します。この場合、①・②のエクスポージャーの合計額：4000 万円と極度額：3000 万円を比較する必要があるため、根抵当権による保全額が①・②のエクスポージャーの合計額を下回るため、①・②ともに「抵当権により完全に保全されていない」と判定します。

<賃貸用不動産向けエクスポージャー他>

【関連条項】第 69 条、第 69 条の 2、第 70 条

第 69 条-Q1 返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」とは、どのように判定すればよいですか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」とは、融資実行時点における債務者の返済能力の評価において融資の目的たる不動産が生み出すキャッシュ・フローが当該債務者の返済原資の 50%超を占めるような状態を指します。

例えば、返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」ものとしては、不動産ノンリコースローンが考えられます。ノンリコースローンである場合、債務者に対する遡及は行われず、当該不動産からの賃料等の収入及び当該不動産に返済原資が限定されることから、融資の目的たる不動産が生み出すキャッシュ・フローが当該債務者の返済原資の 100%を占めると判定されます。

上記の基準に照らした場合、融資実行時点の審査において返済能力の評価を債務者の信用力のみに着目し、債務者格付や債務者の当該不動産以外の収入を審査材料としている場合は、返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」と判定する必要はありません。

また、不動産が生み出すキャッシュ・フローと債務者の信用力の両方の情報を融資実行時点の審査で勘案している場合には、審査の意思決定における内部管理上の補完的な情報がどちらの情報かを特定し、「賃料その他の収入に依存している」かを特定する必要があります。もし、内部管理上、不動産が生み出すキャッシュ・フローと債務者の信用力が、全く同列に評価される場合には、「キャッシュ・フローが当該債務者の返済原資の50%超」という趣旨に鑑みた場合、返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」とみなさなくても差し支えありません。

なお、「賃料その他の収入に依存している」かの判定にあたり勘案すべきキャッシュ・フローとは、融資の目的たる不動産から直接生まれる賃貸料、テナント料、宿泊料、利用料及びこれらに付随するその他収入となります。

この考え方に照らして、例えば工場建設資金の返済原資となるキャッシュ・フローが当該工場からの生産物の販売から得られるものである場合には、当該キャッシュ・フローを返済が専ら「賃料その他の収入に依存している」かの判定に勘案する必要はありません。このような場合、当該工場建設資金に係るエクスポージャーは、「法人等向けエクスポージャー（第65条）」、「特定貸付債権向けエクスポージャー（第65条の2）」や「その他不動産関連エクスポージャー（第70条の2）」等に分類されることになります。

＜~~抵当権付住宅ローン~~＞

~~【関連条項】第69条~~

~~第69条＝Q2 店舗住宅など、一つの不動産が事業用（賃貸住宅を除く）と自己居住用の併用となっている場合、床面積で按分し、後者の部分に関する抵当権の額に対応するエクスポージャーを、35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできますか。（令和4年7月15日削除）~~

~~(A)~~

~~一つの不動産に事業用（賃貸住宅を除く）の部分がある場合、当該不動産に自己居住用部分があっても、自己居住用部分に関する抵当権の額をもって、エクスポージャーの一部又は全部を「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできません。~~

＜~~抵当権付住宅ローン~~＞

~~【関連条項】第69条~~

~~第69条＝Q3 抵当権付住宅ローンの抵当権の範囲はどこまで含まれるのですか。（令和4年7月15日削除）~~

~~(A)~~

~~抵当権付住宅ローンが第 69 条の要件を満たすためには、住宅ローンの資金使途が「住宅の建設、取得又は増改築」である必要があります。しかし、当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」（同条第 2 号）かどうかを判断するに当たって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の「全部」が当該住宅ローンにより取得されたことが必要なのではありません。よって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の一部が自己資金など、当該住宅ローン以外の手段により取得されたものであっても、それを含めて当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」かどうかを判断することができます。~~

＜抵当権付住宅ローン＞

~~【関連条項】 第 69 条~~

~~第 69 条＝Q4 住宅ローンに根抵当権が付いている場合のリスク・ウェイトは何％となりますか。（令和 4 年 7 月 15 日削除）~~

~~(A)~~

~~根抵当権であっても第 69 条の要件を満たせばリスク・ウェイトを 35％とすることができます。この場合、算出基準日において、住宅ローンの残高が極度額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。~~

＜抵当権付住宅ローン＞

~~【関連条項】 第 69 条~~

~~第 69 条＝Q5 住宅ローンの保証人である保証会社が、抵当権者である場合も、第 69 条の抵当権付住宅ローンとして扱うことはできますか。（令和 4 年 7 月 15 日削除）~~

~~(A)~~

~~第 69 条の抵当権付住宅ローンの抵当権は、当該住宅ローンが保証会社により保証されている場合には、保証会社が抵当権者である場合を含むものとします。その場合、抵当権は原則として第一順位のものである必要がありますが、公的機関が第一順位の抵当権者であり、かつ、担保余力がある場合には、当該保証会社が次順位の抵当権者である場合でも第 69 条の要件を満たします。~~

＜抵当権付住宅ローン＞

~~【関連条項】 第 69 条~~

~~第 69 条＝Q6 附則第 17 条の経過措置の対象となるものを除き、抵当権付住宅ローンとして 35％のリスク・ウェイトを適用するためには、第 69 条第 2 号の「抵当権により完全に保全されていること」の充足が必要になりますが、どの程度の確認を行う必要がありますか。（平成 19 年 3 月 23 日追加、令和 4 年 7 月 15 日削除）~~

(A)

~~一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権を保有していることから、全ての住宅ローンについて担保物件の評価を頻繁に行うことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であることから、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法でこれを行うことで差し支えありません。第69条第2号に規定する要件は、住宅ローンの抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成19年4月1日以降に追加実行を行った場合は、「平成19年3月31日において保有する」ものでないことから、附則第17条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。〈事業用不動産関連エクスポージャー〉~~

【関連条項】第70条第3項

第70条-Q1 「抵当権その他の担保権」のうち、「その他の担保権」としてはどのようなものが認められますか。(令和4年7月15日追加)

(A)

例えば、不動産信託受益権を担保として質権を設定する場合が該当します。なお、登記された第1順位の抵当権同様に、他債権者に対して優先的な弁済を受けられることを対抗できるよう、受託者への通知または承諾を得ることが必要なことに留意が必要です。

また、特定目的会社が不動産からの収益を裏付けに発行する特定社債に対するエクスポージャーについては、一般担保を有していることから「その他の担保権」を有していると認められます。この場合における留意点として、一般担保の性質を踏まえ、資産流動化計画における別段の定めや当該一般担保の登記の有無、当該不動産への抵当権設定の状況等から、当該一般担保の優先順位の状況を総合的かつ慎重に判断する必要があることが挙げられます。

〈ADC向けエクスポージャー〉

【関連条項】第70条の3

第70条の3-Q1 どのようなものが「ADC向けエクスポージャー」に該当しますか。(令和4年7月15日追加)

(A)

「ADC向けエクスポージャー」には、例えば、次のようなものが該当します。

- ・ 投機的動機による転売目的の土地取得を資金使途とするものであって、当該土地の転売先が融資実行時点では見つかっていないもの。

- ・ 山林や原野を開発し商業施設や居住施設・居住区等を建設するようなプロジェクトの土地取得や建設・開発資金に係るものであって、当該プロジェクトが過去に類似性のあるものがなく返済原資となるキャッシュ・フローの信頼性のある予測が難しいもの。
- ・ デフォルト時の売却先の探索に困難さを伴う可能性のある、用途が限定的な不動産開発（例えばゴルフ場）に係る土地の取得、開発及び建物の建築に係るもの。

なお、単に融資の対象となる物件が建設中であることをもって「ADC 向けエクスポージャー」に該当するものではなく、例えば「事業用不動産関連エクスポージャー」の資金使途となる不動産が建設中の場合、「適格性の要件」を満たさないものとして扱うこととなります。

＜投機的な非上場株式に対する投資＞

【関連条項】第 76 条第 3 項第 1 号・第 2 号

第 76 条-Q1 どのような非上場株式投資が、「投機的な非上場株式に対する投資」に該当しますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

400%のリスク・ウェイトが適用される「投機的な非上場株式に対する投資」に該当するかどうかについては、以下の観点を参考にしつつ、第 76 条第 3 項第 1 号・第 2 号に規定する要件に照らして、適切に判断する必要があります。

各金融機関は、以下に示される基準に基づき「投機的な非上場株式に対する投資」の判定が一貫性かつ継続性をもって行われるよう、規程類を整備し、これらを運用していくことが求められます。

第 1 号：「短期的な売買により譲渡益を取得することを期待する非上場株式投資」

本要件の充足の確認には、金融商品に関する会計基準における売買目的有価証券に該当しうるかを一つの目線として判断することで差し支えありません。すなわち、直接保有している株式のうち売買目的有価証券に該当するものは、短期的な売買による時価の変動により利益を得ることを目的として保有していると考えられ、当該株式が非上場である場合には、400%のリスク・ウェイトを適用します。ファンドを通じて間接的に非上場株式を保有する場合であれば、当該ファンドの運用方針（※1）に照らして、短期的な売買による譲渡益獲得を目的とした非上場株式の保有かを判断し、当該ファンドに適用するリスク・ウェイトを適切に計算することが求められます。

※1:「ファンドの運用方針」の確認にあたっては、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを基本とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。ただし、上記の確認にあたり当該文書から得られる情報が

不十分である場合、金融機関がファンド運用会社から個別に入手した情報を使用して差し支えありません。この場合、当該情報についてはリスク・ウェイトの判定に用いる情報となることから、適切な文書化や保存、確認に係る金融機関内の適切なプロセスの設定が必要となることに留意が必要となります。

第2号：「金融市場における相場その他の指標に係る価格変動を伴い、かつ、長期的にトレンド以上の多額の譲渡益又は利益を取得することを想定する非上場株式投資」

本要件が意味する非上場株式投資としては、典型的には IPO や再上場によるキャピタルゲインを目的とする、又は期待するベンチャーキャピタル投資やバイアウト投資が該当することとなります。

【関連条項】 第76条第3項第1号・第2号

第76条-Q2 「投機的な非上場株式に対する投資」への該当が否定される「長期的な関係の構築に資する」や「企業再生を目的とするもの」とは、具体的にはどのようなものが該当しますか。(令和4年7月15日追加)

(A)

第76条第3項第1号・第2号に該当する非上場株式投資に対して、一律に400%のリスク・ウェイトが適用されるものではなく、第3項柱書にある「長期的な関係」や「企業再生を目的とするもの」に該当する場合には、400%のリスク・ウェイトが適用される「投機的な非上場株式に対する投資」には該当しません。

「長期的な関係」の該当性判断にあたっては、次の2つの要件が充足されていることを確認する必要があります。また、第1号の要件と同様に、ファンドを通じて間接的に保有する場合についても、ファンドの運用方針(※1)に照らして、投資先とファンドとの間に「長期的な関係」が認められるかを確認する必要があることに留意が必要です。

①長期性の要件

非上場株式に対する投資が、当該非上場株式の取得時点において、(1)当面の間の売却を予定していない、又は(2)(売却予定を定めていたとしても)1年以内の売却を予定していないこと。

②顧客取引関係の要件

投資先との関係があると認められる以下の投資に該当すること。

●ベンチャービジネス

銀行法施行規則(以下「規則」、※2)第17条の2第5項に規定する中小企業者に対する投資又はこれに類する投資

●事業再生

規則第17条の2第6項第1号から第9号までに規定する会社に対する投資又はこれに類する投資

- 事業継承

規則第 17 条の 2 第 6 項第 10 号に規定する会社に対する投資又はこれに類する投資

- 地域活性化

規則第 17 条の 7 の 3 第 1 項第 1 号・第 2 号に規定する会社に対する投資又はこれに類する投資

- 融資先

融資先等、主たる業務の取引先として金融機関が関係性を保有している、又は今後同様の関係性を保有することを予定した会社に対する投資（※3）

- その他

上記の例に関わらず、株式の保有を通じ、企業価値の向上を企図した支援の一環とした投資（例：ハンズオン型の支援を行うファンドを通じた間接的な投資）

※1:「ファンドの運用方針」の確認にあたっては、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを基本とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。ただし、上記の確認にあたり当該文書から得られる情報が不十分である場合、金融機関がファンド運用会社から個別に入手した情報を使用して差し支えありません。この場合、当該情報についてはリスク・ウェイトの判定に用いる情報となることから、適切な文書化や保存、確認に係る金融機関内の適切なプロセスの設定が必要となることに留意が必要となります。

※2：銀行法施行規則の条文を参照していますが、同規定の適用の範囲外である銀行持株会社等も同様の基準により、関係性の要件の充足を判定することができます。

※3：融資先の判定にあたり、ファンドを通じて間接的に株式を保有している企業が偶然に金融機関の融資先等の関係先であるような場合は、本件の要件には該当しません。

また、「企業再生を目的とするもの」とは、所謂デット・エクイティスワップを通じた再生支援を目的とした非上場株式に対する投資が該当します。これに該当する場合は、400%のリスク・ウェイトは適用されません。

なお、金融機関は、上記に示した基準に基づき「投機的な非上場株式に対する投資」の判定が一貫性かつ継続性をもって行われるよう、規程類を整備し、これらを運用していくことが求められることに留意が必要となります。

【第 6 章（標準的手法）－第 3 節（オフ・バランス取引）関係】

＜任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は自動的に取消し可能なコミット

メントの適用除外の要件＞

【関連条項】第 78 条第 3 項第 5 号

第 78 条-Q4 「取引の相手方による信用供与枠の引出しの承認に当たっては、第三号に規定する申請の都度、当該相手方の信用力の評価」が行われることとして、具体的にはどのような対応が求められますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

告示第 78 条第 3 項第 5 号の規定では、取引の相手方による信用供与枠の引出しに先立って、金融機関が適時適切に当該相手方の状況の変化を踏まえた信用力の評価を行うことで、取引の相手方の信用力悪化を把握しないまま信用供与枠の引出しがなされ、結果として実行された融資の返済の確実性に懸念が生じることをないようにすることが求められます。

具体的には、金融機関には、少なくとも年 1 回以上、取引の相手方の最新の情報に基づきその債務者の信用力を見直すとともに、重要な情報が判明した場合には直ちに債務者の信用力を見直す態勢を維持することが求められます。信用供与枠の引出しの都度、このように評価された信用力に基づき、その妥当性が判断された上で当該引出の実行が行われる場合には、告示第 78 条第 3 項第 5 号に規定する要件が満たされると考えられます。

＜任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は自動的に取消し可能なコミットメント＞

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q4 「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」にはどのような取引が該当しますか。(平成 27 年 3 月 31 日追加、令和 4 年 7 月 15 日削除)

(A)

告示第 78 条第 1 項第 1 号に規定する「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」への該当性は、①コミットメント性の有無及び②任意の時期に無条件で取消し可能か、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能かを判断することとなります。

つまり、①のコミットメント性が認められない場合は、オフ・バランス取引として与信相当額を認識する必要はありません。なお、コミットメント性が認められるか否かは、銀行が与信枠を設定しているか否かという形式面だけでなく、相手方から引出(貸出)の申し出があった場合に、その引出(貸出)を留保できるかという実質面を踏まえて判断することが可能です。例えば一般的な当座貸越契約などで、銀行が枠の取消しを行うまでの間、相手方が自由に現金等の引出(貸出)や手形の決済ができる場合にはコミットメント性が肯定されます。他方で、特殊な当座貸越契約等、銀行が与信枠設定をしている一方で、実際には相手方から現金等の引出(貸出)の申し出がある都度、銀行に引出(貸出)の留保を判断する機会がある場合には、相手方は自由に現金等の引出(貸出)ができないことからコミットメント性

~~が否定されます。~~

~~＜更改型のコミットメント契約＞~~

~~【関連条項】第 78 条~~

~~第 78 条-Q5 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。(令和 4 年 7 月 15 日削除)~~

~~(A)~~

~~更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は以下のとおりです。~~

- ~~① 契約期間が 1 年以下の契約であること。~~
- ~~② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によっては無条件に更新しないことができること。~~

＜自行保証付き債券の取得＞

【関連条項】第 78 条、第 80 条

第 78 条-Q5 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。(令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を 100%としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

＜取引の経済効果を反映した想定元本＞

【関連条項】第 78 条第 1 項

第 78 条-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。(令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3 となります。

~~＜コミットメント、当座貸越契約の原契約期間＞~~

~~【関連条項】 第 78 条~~

~~第 78 条-Q8 コミットメントの原契約期間はどのように認識しますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 27 年 3 月 31 日修正、令和 4 年 7 月 15 日削除)~~

~~(A)~~

~~コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が 1 年以内の場合は 20%（第 78 条第 1 項第 2 号）、1 年超の場合は 50%（同項第 6 号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。~~

~~ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。~~

~~(1) 契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が 1 年超の場合には、原契約期間は 1 年超であると判断し、50%の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1 年超と判断されます。~~

~~なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のものとみなし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低 1 年に 1 度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0%の掛目が適用されます。なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には 0%の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。（注）例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査（いわゆるスクリーニング）も再審査とみなします。~~

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

~~【関連条項】 第 78 条~~

~~第 78 条-Q7 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加、令和 4 年 7 月 15 日修正)~~

~~(A)~~

~~事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第 78 条第 1 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で~~

取消可能な場合、第 78 条第 1 項に基づき、未引出額に対して 10%0% の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となり、それ以外の場合には 40% の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が 1 年以内の場合には 20% の掛目を、原契約期間が 1 年超の場合には 50% の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

<有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額>

【関連条項】第 78 条第 1 項第 7 号、第 91 条

第 78 条-Q8 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。(平成 19 年 3 月 23 日追加、令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第 78 条第 1 項第 7号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛目を乗じる対象となる額（第 78 条第 1 項柱書では「想定元本額」と記載）は、有価証券の時価（手形については額面）となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポージャーの額（E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額）に対して「 $1 + He$ （エクスポージャーが第 78 条第 1 項第 7号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率）」を乗じたいえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です（第 91 条参照）。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記 $E \times (1 + He)$ について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

<株価指数先物取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条第 2 項等

第 78 条-Q9 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。(平成 20 年 3 月 31 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正、令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

株価指数先物取引は第 78 条第 2 項第 2 号に規定する「先物資産購入」に該当する取引で

あるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して（標準的手法採用行にあっては株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあっては株式等エクスポージャーとして）、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

<総合口座取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q10 預金者が定期預金等の残高の一定額について貸越を受けることを予め約したいいわゆる総合口座取引について、エクスポージャーの額をどのように認識する必要がありますか。（平成 27 年 3 月 31 日追加、令和 4 年 7 月 15 日修正）

(A)

総合口座取引は、銀行が定期預金等の預金者に対して、その預金残高の一定額を上限として貸し越すことを予め約しており、契約上、明示的に与信枠が設定され、銀行は当該与信枠に達するまでは利用者の追加引出しの要請に応諾する義務を有しているため、コミットメント性が否定されない商品であると考えられます。

一方で、当該商品の経済的側面に着目すると、預金者の引出行為は、現金同等物たる定期預金の事前の払出しに相当すると評価できることから、エクスポージャーを認識する必要性が低いものであると考えられます。この点に鑑み、総合口座取引については、エクスポージャーの額（オフ・バランス取引の与信相当額を含む。）を認識しない取扱いも可能とします。

ただし、一律にエクスポージャーの額（オフ・バランス取引の与信相当額を含む。）の認識を不要とするものではなく、定期預金のみを担保とする総合口座取引であり、かつ、定期預金の額の範囲内での払出しが確保されているのであれば、現金同等物たる定期預金によって保全されていることから、定期預金の事前の払出しに相当するものと評価することが可能と考えられます。一方で、公共債等の定期預金以外の金融商品を担保として用いる総合口座取引については、預金の事前の払出しと見なすことはできないため、エクスポージャーの額（オフ・バランス取引の与信相当額を含む。）の認識が必要となります。

なお、例えば定期預金と公共債等が共に担保に供されている場合にあっては、その担保額の割合に応じて当該取扱いを行うことも可能です。

<差入れ担保の取扱い>

【関連条項】第 78 条第 1 項第 78-号

第 78 条-Q11 現金又は有価証券による担保の提供を行った場合において、当該担保が分別管理されており、かつ、当該相手方から倒産隔離されている場合には、当該相手方に対する信用リスクに係る与信相当額に含める必要はありますか。（平成 28 年 8 月

31 日追加、令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

現金又は有価証券による担保の提供のうち、相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、当該相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものについては、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額に含めることを要しません。

＜オフ・バランス取引の与信相当額への信用リスク削減手法の取扱い＞

【関連条項】第 78 条、第 91 条、第 117 条

第 78 条-Q12 オフ・バランス取引の与信相当額に、適格金融資産担保による信用リスク削減手法を適用することはできますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

信用リスク・アセットの算出において、オフ・バランス取引の与信相当額部分の考慮が求められる担保付き債権（例えば、国債等を担保とする総合口座貸越等）について、そのオフ・バランス取引の与信相当額部分にも信用リスク削減手法を適用していただき、差し支えありません。もっとも、適用しようとする信用リスク削減手法の各種要件が充足されていることの確認が必要となることに留意が必要です。

【内部格付手法】

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜居住用不動産向けエクスポージャー＞

【関連条項】第1条第38号

第1条第38号-Q2 「居住用不動産向けエクスポージャー」にも該当し得る自己居住用不動産関連資金以外の資金使途の個人向けエクスポージャーを、「その他リテール向けエクスポージャー」として取り扱うことはできますか。（令和4年7月15日追加）

(A)

リテール向けエクスポージャーに適用される所要自己資本率（K）の算式中の相関係数の値には、それぞれ異なった数値が設定されています。従って、適切な自己資本比率の計測を行うためには、内部格付手法採用行は、資産クラスの適切な判定が求められます。もっとも、バーゼルⅡの実施以後（平成19年3月31日）、各金融機関の内部管理やリスク管理との整合的な取扱いを前提として、その創意工夫のもとで内部格付手法の整備が進められてきた背景を踏まえれば、規制対応のみを目的とした資産クラスに基づくリテール・プール管理の構築は、その本来の趣旨とかけ離れることが想定されます。このことから、各金融機関内部の与信及びリスク管理において、自己居住用目的の信用供与と異なる取扱いをしている場合には、自己居住用不動産関連資金以外の資金使途の個人向けエクスポージャーを「その他リテール向けエクスポージャー」として取り扱うことは許容されます。

＜トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー＞

【関連条項】第1条第39号の2

第1条第39号の2-Q1 「トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」とすることができるものはどのような与信ですか。（令和4年7月15日追加）

(A)

「トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」に該当する与信としては、以下に掲げるものが考えられます。

No.	商品	オン・バランス資産 （実行済残高）の部分	オフ・バランス取引 （未使用額）の部分
1	クレジット・カード債権 （ショッピング） （※1）	過去十二月にわたり遅滞なく、予定通り返済が履行されている場合、該当する（※2・3）。	同左（※2・3）
2	クレジット・カード債権	実行済残高がある場合、該	過去十二月にわたり債務

	(キャッシング)	当しない	の残高が零である場合、該当する (※4)。
3	カードローン与信	実行済残高がある場合、該当しない	過去十二月にわたり債務の残高が零である場合、該当する (※4)。
4	当座貸越	実行済残高がある場合、該当しない	過去十二月にわたり債務の残高が零である場合、該当する (※4)。

※1:「翌月一括払い (マンスリークリア)」、「ボーナス月一括払い」、「分割払い」、「リボルビング払い」のものが含まれます。

※2: 遅滞なく、予定通り返済が履行されているかどうかの判断については、各金融機関における延滞の管理基準と整合的な基準で判断いただき差し支えありません。

※3: 予定通り返済が履行されている場合には、使用実績がなく、返済履行日における債務の残高が零である場合を含みます。

※4: 未使用額について、「キャッシング枠」と「ショッピング枠」の両方が極度枠として供与されており、両者の判別が難しい場合は、未使用額のうち「キャッシング枠」の上限までを「キャッシング枠」とし、残りを「ショッピング枠」とみなすなど、両者を保守的に切り分けた上で上記の No. 1 及び 2 の取扱いを適用することも認められます。

なお、上記の基準に照らして各債権が「トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」となるかの判断にあたり、取引実績が十二月に満たない債権については、「トランザクターに対する適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー」とはなり得ないことに留意が必要となります。

【関連条項】 第 1 条第 39 号の 2

第 1 条第 39 号の 2-Q2 「過去十二月にわたり」要件が充足しているかを確認するためには、どの程度の頻度での確認が求められますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

月次以上の頻度で蓄積されたデータを用いて確認することが求められます。

<「プロジェクト・ファイナンス」の判定における担保の取扱い>

【関連条項】 第 1 条第 43 号

第 1 条第 43 号-Q1 「信用供与の条件」を通じた「有形資産について相当程度の支配権」を有するかの判断として、どのようなことを確認すればよいでしょうか。(令和 4 年 7

月 15 日追加)

(A)

プロジェクト・ファイナンスの特性として、利払い及び返済の原資がプロジェクトの事業からの収益に強く依存しているだけではなく、プロジェクト・ファイナンスの保全対象となる資産（有形資産及び無形資産（営業権等））もその事業に関連するものに限定されていることが挙げられます。

これらの保全対象として限定された資産への「相当程度の支配権」を有するかを判定するにあたり、当該資産への形式的な法定担保権の設定の有無等に着目してプロジェクト・ファイナンスへの該当の有無の判定をした場合、個別のプロジェクト毎に様々な契約形態が想定されることから、実際の内部管理上のリスク認識と自己資本比率規制における資産クラスの判定に乖離が生じる可能性が想定されます。このことは、自己資本比率規制における適切な信用リスク・アセットの額の算出という観点からも望ましくはありません。従って、「相当程度の支配権」を有するかの判定については、プロジェクトの事業に係る資産売却が行われる場合における債権の優先的な保全の有無という観点から、実質的な判断が求められることとなります。

以上のことから、各法域で有効な担保権設定登記や契約上の担保権の設定がなかったとしても、実質的に事業の資産処分時等においてこれらと同等の優先的な取扱いがコベナンツ条項の設定を通じて担保されている場合には、当該要件は充足しているものとみなして差し支えありません。このようなコベナンツ条項の具体例としては、担保制限条項（ネガティブ・プレッジ条項）が設けられており、担保権の設定を通じて他債権者が自金融機関よりも優先して弁済を受けることがないことが確保されている場合が挙げられます。なお、この場合であったとしても、担保制限条項の範囲や例外等を分析し、債権の実質的な保全状況を総合的に判断する必要があることに留意が必要です。

【第 7 章（内部格付手法）－第 1 節（総則） 関係】

＜内部格付手法に適さないアセット・クラス＞

【関連条項】第 146 条第 2 項柱書

第 146 条-Q1 「内部格付手法に適さないアセット・クラス」にはどのようなアセット・クラスが該当するのでしょうか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法を採用する金融機関は、全てのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則です。しかしながら、エクスポージャーの性質やデータの蓄積状況によっては、一部のエクスポージャーに対して高い信頼性をもってリスクの定量化及びパラメータの推計を実施できないような状況も想定されます。

告示上の内部格付手法の最低要件の充足を前提として、より頑健かつ信頼性のある信用

リスク・アセットの額を算出するためには、内部格付手法を採用する金融機関は少なくとも次に掲げる(1)・(2)の2つの観点に照らして、告示において列挙する9つのアセット・クラスに対して内部格付手法を適用することが適切であるかを評価することが求められます。仮に、2つの観点のいずれに照らしても、内部格付手法に適さないと判断されるアセット・クラスがあった場合には、その旨を内部格付手法実施計画に記載のうえ、当該アセット・クラスには内部格付手法ではなく、標準的手法を適用して信用リスク・アセットの額の算出を行うことが求められます。

(1) データの十分性の観点：リスクの定量化に十分なデータの利用がなされているか

推計したパラメータを用いて、信用リスク・アセットを適切に計測するためには、当該パラメータの推計に係るリスクの定量化が安定的かつ信頼性のある形で実施されることが重要となります。そのためには、リスクの定量化において参照するデータの質・量が十分であることが重要と考えられます。データの質・量の十分性の評価にあたっては、以下の点に留意が必要です。

データの質：

金融機関の保有するデータの質が十分に確保されているかという点の確認・評価が求められます。具体的には、①推計パラメータや当該パラメータの算出に用いる実績値の算出が可能であること、②モデル（パラメータ推計等に用いる統計的モデルその他の機械的な手法）の構築・検証において、客観的な分析が可能であること、③モデルの実証的な裏付け及び適切性の疎明が当該データを用いた分析により実現できることの確認・評価が求められます。例えば、モデルにより推計される内部パラメータ（PD、LGD、EAD）が適切に算出され、エクスポージャーに適用されるよう、正確な実績値及び当該実績値を説明する変数であるリスク・ドライバーのデータが、債務者・債権毎に十分な粒度でありかつ網羅的に整備・蓄積されているかといったことの確認が求められます。

データの量：

十分な量のデータが蓄積されているかという点での確認・評価が求められます。具体的には①観測期間の長さ、②蓄積数の観点から検討する必要があります。

観測期間の長さについては、単に告示上の最低要件で求められている年数（5年以上等）の充足性だけでなく、景気循環の網羅性等の安定的かつ信頼性のあるパラメータ推計に資する観測期間の長さが確保されているかを、各アセット・クラスで確認することが重要となります。

また、蓄積数については、安定した推計や頑健な検証の実施を担保する十分なサンプル数が各アセット・クラスで蓄積できているかの確認が重要となります。

特に、外部データを利用する場合には、上記の点に加えて、データの質の面において、① 自行ポートフォリオの特性に合致しているか、② 広く一般に入手できる情報の場合、粒度や網羅性等の観点で問題はないか、③(2)に掲げる観点であるモデルの構築・検証の実施において不都合がないかといった点での確認が求められることに留意が必要です。また、これらの確認においては、利用する外部データの透明性が重要であることにも留意が必要となります。

(2) モデルの構築・検証の観点：自行の特性を反映したモデルの構築・検証の実施がなされているか

内部格付手法を採用する金融機関にとって、自行のポートフォリオの特性を理解したうえで、適切なモデル構築によるパラメータ推計と検証を実施することが、信頼性の高い推計パラメータを用いた信用リスク・アセットの額の算出を行っていくうえで必要となります。

具体的には、自行の特性を反映したモデルについて、告示上の最低要件に定めるモデルに係る文書の整備を適切に実施するとともに、頑健な検証実施態勢を構築し、検証の実施及び検証結果を踏まえた調整・見直しを継続的に進めていく必要があります。なお、モデルの調整・見直しの際は、告示上の最低要件の充足状況等を疎明できる形で、第 144 条の規定に基づき、金融庁に変更届を提出する必要があります。

なお、(1)データの十分性の観点及び(2)モデルの構築・検証の観点に照らした場合、金融機関が内部格付手法を適用することが妥当と考えるアセット・クラスであっても、当該アセット・クラスに含まれる一部のエクスポージャーにおいて、これらの観点を満たすことが困難であるような場合が想定されます。例えば、新規のビジネス開始時や買い切り型の債権を購入した場合において、モデルの構築・検証に必要なデータの蓄積が即座には困難であり、金融機関内部にも類似するエクスポージャーがなく信頼性のある推計パラメータの適用が困難であるときには、内部格付手法を適用するアセット・クラスであったとしても該当するエクスポージャーに対して標準的手法を適用することや一定期間のデータ蓄積を待ってから内部格付手法を適用するといった対応が想定されます。なお、このような例の他にも、金融機関の個別の状況により上記の(1)及び(2)の観点を充足が継続的に困難と予想される場合には、各金融機関の個別の状況を総合的に踏まえて、信用リスク・アセットの額の算出手法が判断されることに留意が必要です。

<段階的適用>

【関連条項】 第 146 条第 1 項

第 146 条-Q2 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。(平成 31 年 3 月 15 日修正、令和 4 年 7 月 15 日修正)
--

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、第 146 条第 2 項により内部格付手法に適さないと判断されるアセット・クラスを除く全てのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、以下の基準を目安とします。

- ① 段階的適用が認められる範囲の目安としては、段階的適用を用いようとする事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額（以下に掲げるもの^(注 1)を除く。）の内部格付手法を適用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（以下に掲げるもの^(注 1)を除く。）に占める割合が、概ね 10 パーセント以下であること。

(注 1) 信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。

- ・ 適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額
- ・ 第 146 条第 2 項により内部格付手法に適さないと判断されるアセット・クラスとして、標準的手法を適用して計算する信用リスク・アセットの額
- ・ 内部格付手法を適用するアセット・クラス内で第 146 条-Q1 なお書きにより標準的手法を適用して計算する信用リスク・アセットの額
- ・ 株式等エクスポージャー（第 166 条）の信用リスク・アセットの額（※1）
- ・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額（※2）
- ・ その他資産等（第 178 条から第 178 条の 4 の 2（同条第 3 項は除く。）までに規定するもの）の信用リスク・アセットの額（※1）
- ・ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
- ・ CVA リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額
- ・ 中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

※1 標準的手法を適用する事業単位又は資産区分における株式等エクスポージャーやその他資産等に該当する資産についても、信用リスク・アセットの額の合計額には含まないものとします。

※2 内部格付手法の適用状況を評価するにあたり、ファンドを通じたクレジット投資が規模やリスク特性・リスク管理の観点から内部格付手法を適用する金融機関にとって重要性が高いといった例外的な場合も想定されます。このような場合には、ルック・スルー方式を適用するファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額のうち内部格付手法を適用するアセット・クラスに係る部分（当該アセット・クラスに該当し、標準的手法を適用する資産を含む。）については、信用リスク・アセットの額の合計額に加えるものとします。

② 段階的適用の期間の目安としては、段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。

ただし、合理的な理由^(注2)により上記の目安を超過する場合には、当初計画の策定時点で、その理由や移行までの期間、その実行計画を内部格付手法実施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を適用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されます。

(注2) 買収・合併の実施により制度の統合やデータ蓄積、モデルの構築・検証に相應の時間がかかる蓋然性が高いと見込まれる状況や海外規制の状況等を踏まえ、総合的に判断されることとなります。

~~内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。~~

④ ~~段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額を除く。）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。~~

~~※ 内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。~~

- ~~・ 適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額~~
- ~~・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額のうち、マンドート方式（告示第167条第7項及び第8項）、蓋然性方式（同条第10項）及びフォールバック方式（同条第11項）を適用する部分並びに（本Q&A第167条-Q9に記載されているように）ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額~~
- ~~・ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額~~

② ~~段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね3年以内であること。~~

~~また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法~~

~~実施計画に明記する必要があります。~~

~~——なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されます。——~~

＜先進的内部格付手法の適用制限対象＞

【関連条項】第 147 条第 2 項第 1 号

第 147 条-Q1 先進的内部格付手法の適用制限となる先の売上高判定はどのように行えばよいですか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

先進的内部格付手法の適用制限となるか否かの判定に用いる売上高の判定にあたっては、対象先の連結財務諸表及び内部管理上の同一グループ先の疑似連結売上高を用いることが求められますが、当該対象先に対する内部管理との一貫性を前提として、いずれか一方の値をもとに判定していただいて差し支えありません。

また、当該判定に用いる売上高には、継続的な使用を前提として、対象先の直近 3 年間の平均売上高又は 3 年ごとに更新される直近の売上高のいずれか一方の数値のみを参照していただいて差し支えありません。

＜適用除外＞

【関連条項】第 148 条第 1 項

第 148 条-Q1 適用除外の可否を判断する一つの基準である「内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額」はどのように算出するのですか。（平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正、令和 4 年 7 月 15 日修正）

(A)

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は 2 パーセント、適用除外合計については 10 パーセントの上限基準）に関する充足状況の確認においては、その実務上の煩雑性の観点から、個々の「内部格付手法を適用するアセット・クラス」単位での適用除外・適用除外合計の確認を求めるものではありません。

「内部格付手法を適用するアセット・クラス」全体を対象に事業単位及び資産区分での適用除外を判断する場合には、算出する自己資本比率の区分に応じて、それぞれ次の値を「内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額の合計額」として用います。

・ 連結自己資本比率の算出：

金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）を用いて計算した信用リス

ク・アセットの額の合計額（以下に掲げるもの^(注1)を除く。）

- ・ 単体自己資本比率の算出：

金融機関単体の資産に対して、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）を用いて計算した信用リスク・アセットの額の合計額（以下に掲げるもの^(注1)を除く。）

（注1）信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。

- ・ 第146条第2項により内部格付手法に適さないと判断されるアセット・クラスとして、標準的手法を適用して計算する信用リスク・アセットの額
- ・ 内部格付手法を適用するアセット・クラス内で第146条-Q1なお書きにより標準的手法を適用して計算する信用リスク・アセットの額
- ・ 株式等エクスポージャー（第166条）の信用リスク・アセットの額（※1）
- ・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額（※2）
- ・ その他資産等（第178条から第178条の4の2（同条第3項は除く。）までに規定するもの）の信用リスク・アセットの額（※1）・証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額
- ・ CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額
- ・ 中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

※1 標準的手法を適用する事業単位又は資産区分における株式等エクスポージャーやその他資産等に該当する資産についても、信用リスク・アセットの額の合計額には含まないものとします。

※2 内部格付手法の適用状況を評価するにあたり、ファンドを通じたクレジット投資が規模やリスク特性・リスク管理の観点から内部格付手法を適用する金融機関にとって重要性が高いといった例外的な場合も想定されます。このような場合には、ルック・スルー方式を適用するファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額のうち内部格付手法を適用するアセット・クラスに係る部分（当該アセット・クラスに該当し、標準的手法を適用する資産を含む。）については、信用リスク・アセットの額の合計額に加えるものとします。

また、上記の場合に用いる個々の適用除外の2パーセントの判定に用いる分子の計数としては、個々の事業単位又は資産区分単位で計算した信用リスク・アセットの額の合計額を用いて、2パーセントの水準との比較を行うこととなります。

以下に計算例をお示しします。

ケース 1：全てのアセット・クラスに内部格付手法を適用する場合

<前提条件>

- ・連結自己資本比率の算出において、適用除外の判定を行う。
- ・銀行 A 及び子会社である B・C から構成される銀行連結における信用リスク・アセットの額は以下のとおり。

No.	資産クラス	銀行 A	B	C
1	内部格付手法を適用するアセット・クラス	800 (内部格付手法)	20 (標準的手法)	10 (標準的手法)
2	内部格付手法に適さないアセット・クラス	＝	＝	＝
3	株・ファンド・その他資産	50	3	5
4	証券化 EXP	30	0	0
5	CVA リスク・CCP 関連 EXP	20	0	0
合計		900	23	15

<定量基準の計算結果>

適用除外の判定にあたっては、No1：内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額のみに着目して、計算を行います。

- ・適用除外合計：10 パーセントの上限基準

$$\frac{20 + 10}{800 + 20 + 10} = \frac{30}{830} \approx 3.61\% \cdots \text{上限基準値内}$$

- ・適用除外単体：

$$B : \frac{20}{800 + 20 + 10} = \frac{20}{830} \approx 2.41\% \cdots \text{上限基準値超過}$$

$$C : \frac{10}{800 + 20 + 10} = \frac{10}{830} \approx 1.20\% \cdots \text{上限基準値内}$$

子会社 B への内部格付手法適用を検討する必要があります。

ケース 2：一部のアセット・クラスにのみ内部格付手法を適用する場合

<前提条件>

- ・連結自己資本比率の算出において、適用除外の判定を行う。
- ・銀行 A 及び子会社である B・C から構成される銀行連結における信用リスク・アセットの額は以下のとおり。

No.	資産クラス	銀行 A	B	C
1	内部格付手法を適用するア	750	0	10

	セット・クラス	(内部格付手法)	(標準的手法)	(標準的手法)
2	内部格付手法に適さないア セット・クラス	50 (標準的手法)	20 (標準的手法)	0 (標準的手法)
3	株・ファンド・その他資産	50	3	5
4	証券化 EXP	30	0	0
5	CVA リスク・CCP 関連 EXP	20	0	0
	合計	900	23	15

< 定量基準の計算結果 >

適用除外の判定にあたっては、No1：内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額のみに着目して、計算を行います。

・適用除外合計：10 パーセントの上限基準

$$\frac{0 + 10}{750 + 0 + 10} = \frac{10}{760} \approx 1.30\% \dots \text{上限基準値内}$$

・適用除外単体：

$$B : \frac{0}{750 + 0 + 10} = \frac{0}{760} \approx 0.00\% \dots \text{上限基準値内}$$

$$C : \frac{10}{750 + 0 + 10} = \frac{10}{760} \approx 1.30\% \dots \text{上限基準値内}$$

内部格付手法の適用を検討すべき子会社はありません。

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は2パーセント、適用除外合計については10パーセントの上限基準）に関する充足状況を確認する目的での「第152条第1号イ及びロ又は第2号イ及びロに掲げる額の合計額」は、連結自己資本比率の算出においては、金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）により算出します。同様に、単体自己資本比率の算出においては、金融機関単体の資産に対し、採用しようとする手法を用いて算出します。

なお、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）に係る信用リスク・アセットの額の合計額のうち、第167条に規定するマンドレート方式（同条第7項及び第8項）、蓋然性方式（同条第10項）及びフォールバック方式（同条第11項）を適用する部分並びに（本Q&A第167条-Q9に記載されているように）ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額については、定量基準の充足状況の確認に当たって、第148条第1項第1号及び第2号に

~~規定する「割合」を算出する際の分子・分母に含めないこととします。~~

<適用除外>

【関連条項】第 148 条

第 148 条-Q2 適用除外の対象とすることができる事業単位の考え方はどのようなものですか。(令和 4 年 7 月 15 日修正)
--

(A)

第 146 条第 2 項により内部格付手法に適さないと判断されるアセット・クラスとして標準的手法の適用が求められるアセット・クラスを除き、内部格付手法を採用する金融機関は全ての事業単位及び資産区分に対して内部格付手法を適用することが原則となっています。~~ただし、内部格付手法を採用する金融機関はすべての事業単位及び資産区分に対して内部格付手法を適用することが原則となっていますが、~~第 148 条において、内部格付手法を適用するアセット・クラスの信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断できる事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用することが例外的に許容されています。この重要性の基準については、同条第 1 項に定量基準が定められていますが、たとえ当該定量基準が満たされている事業単位又は資産区分であっても、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断するべきではない事業単位又は資産区分も存在し得るものと想定されることから、当該重要性を判断するための定性基準についても、各金融機関において合理的な基準を定めたうえで適切に判断することが求められます。

その際、例えば、①信用供与を主要業務としている事業単位については、内部格付手法の採用により信用リスク管理の高度化が可能となるとともに事業単位間の裁定行為（チェリーピック）も起り難くなること、②内部格付手法を採用する金融機関の与信業務との関係が密接である事業単位については、当該事業単位より提供される情報の正確性等の確保が適用除外により困難となる蓋然性が高いこと、③グループ全体のリスク管理面における統括機能を有する事業単位については、当該事業単位を適用除外とすることにより、グループ全体の内部統制が行い難くなること、④標準的手法を適用採用することによって信用リスク・アセットの額が過少に算出されるおそれのある（不良債権の保有比率が高い等）事業単位については、手法間の裁定行為等が容易となり、グループ全体における適切なリスク管理に支障を与えかねないことが想定され、このような先は適用除外の対象とすることは原則的には許容され得ないものと考えます。

~~なお、株式等エクスポージャーの適用除外については、同条第二項において別途規定があり、上記の定量及び定性基準を満たし、ある事業単位を適用除外とした場合であっても、金融機関が保有する株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目と補完的項目の額の合計額の 10 パーセント以上となる場合には、当該事業単位において保有されている株式等エクスポージャーについても、適用除外とすることはできないことに留~~

~~意が必要です。~~

＜適用除外、その他資産＞

【関連条項】第 148 条、第 178 条第 2 項

第 148 条-Q3 僅少なエクスポージャーにより構成されていて、その実務的な煩雑性等からリスク管理が困難な資産区分の一部を、「その他資産」や「適用除外」として取扱うことは可能ですか。(令和 4 年 7 月 15 日修正)

(A)

第 178 条第 2 項の規定に基づく「その他資産」は内部格付手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出に整合しない与信性の薄い資産を想定しており、例えば、繰延資産、動産不動産（REIT 等の投資証券の形を取るものは除く。）、無形固定資産等が挙げられます。

また、「適用除外」については、第 148 条においては「信用リスク・アセットの額を算出するに当って重要でない事業単位又は資産区分」に対してのみ「適用除外」が例外的に許容されていますが、資産区分については事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーごとに適用除外の是非を判断することが原則であり、資産区分の一部について適用除外を行うことは、裁定行為（チェリーピック）を容易にする観点から原則として許容できないものと考えています。

従って、例えば、貸出金に準ずる仮払金や未収収益等については通常は与信性の資産であり、個々の与信先の状況に応じて信用リスク・アセットの額を算出することは可能であることから、原則としては「その他資産」の対象とならないと考えられ、部分的に「適用除外」の対象とすることも当然にはできないと考えられます。

もっとも、これら貸出金に準ずる仮払金等の一部について、個々の債権額はもちろん、その合計額についても極めて僅少であり、かつ、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点からも極めて重要性に乏しいものについてまで、詳細なリスク管理を求めることは適当ではないと考えており、信用リスク・アセットの額の算出が実務上真に困難である場合であって、一部のエクスポージャーを「適用除外」とすることによる裁定行為が厳密に防止できるような資産区分の一部については、「信用リスク・アセットの額の算出を行うに当って重要でない」と解釈できる余地はあると考えています。この場合、裁定行為（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような貸出金に準ずる仮払金のみを適用除外とするような行為）及び恣意的運用（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような資産区分の一部にその適用除外範囲を設定するような行為）防止の観点から、例外的取扱いである適用除外については、適用基準や範囲に関する明確な基準を内部格付手法実施計画に記載する必要があります。

【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

＜EADの推計＞

【関連条項】第157条第4項、第165条第3項

第157条-Q1 EADの「下限」は、どのように取り扱えばよいでしょうか。（令和4年7月15日追加）

(A)

EADに自行推計値を用いる場合の下限值である「オン・バランス資産項目のEADの合計額及び第七十八条に規定するオフ・バランス取引の与信相当額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額」は、エクスポージャー毎に計算することとなります。

推計したEADが下限値を下回っている場合、下限値までEADを調整する必要があります。なお、調整方法として、EADの額を直接調整する以外にも、「信用供与枠の未引出額」に乗ずる掛目の自行推計値を調整する方法を用いても構いません。

【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）関係】

＜パラメータの推計＞

【関連条項】第213条第5項、第214条第2項第2号

第213条-Q2 PD推計に用いるデータに「代表的な好景気に当たる年度及び不景気に当たる年度を含める」こととされていますが、どのようなことに留意すればよいでしょうか。（令和4年7月15日追加）

(A)

PD推計の実施にあたり、その基礎となる実績観測データの適切な整備が求められます。PD推計に用いる実績観測データに景気後退期（景気拡張期）が適切に含まれない場合、そのPDは過度に非保守的（保守的）となってしまうことが懸念されます。従って、内部格付手法採用行には、実績観測データが網羅すべき景気循環（サイクル）の特定が求められます。その特定にあたり考慮すべき事項として、具体的には、①マクロ経済、②地域経済の特性、③金融機関の与信ポートフォリオの特性等を踏まえた分析が挙げられます。

これらの分析を通じて特定した景気循環（サイクル）が実績観測データに含まれていない場合、第213条第4項等における最低所要観測期間の要件を満たしていたとしても、PD推計の基礎となる実績観測データとして適切なものであるとはいえません。従って、内部格付手法採用行は、PD推計を行うポートフォリオ単位で実績観測データが景気循環（サイクル）

を網羅しているかどうかの適切な確認が求められます。もし、当該要件が確認されなかった場合には、①外部データの利用、②適切な内部データによる実績観測データの補完等を通じた適切な推計値の補正の対応が求められます。もっとも、これらの対応を行う場合には、参照するデータの対象について、実績デフォルト等の定義の差異や内部格付手法採用行の保有するポートフォリオとの同質性の確認を行い、その特性を踏まえた適切な調整の実施が求められることに留意が必要となります。こういった確認を踏まえ、適切な対応が困難である場合には、一部のポートフォリオに対して内部格付手法の適用が制限されることもあり得ます。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 214 条第 4 項

第 214 条-Q1 PD と LGD を推計するにあたって、PD であれば「債権に係る貸付が行われた時点又は取引を開始した時点からの経過年数の影響」を、LGD であれば「デフォルトが発生した時点からの経過年数の影響」を考慮し、「保守的な修正」を加えることとされていますが、具体的にはどのような影響を考慮すればよいのでしょうか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

PD と LGD それぞれについては、以下の点に留意した対応が求められます。なお、影響を考慮した結果、「保守的な修正」を行うことに合理性がないと考えられる場合は、「保守的な修正」を推計値に加える対応は不要です。

<PD>

リテール向けエクスポージャーの中には、与信時から一定期間後にデフォルト発生がピークに達する種類のエクスポージャーがあると想定され（所謂「シーズニング効果」）、このようなリスク特性を有するリテール区分の残高が増加しているケース等においては、将来的にデフォルト率が高騰して所要自己資本が増加する蓋然性が高いと認められます。従って、予め、当該シーズニング効果を見込んだ PD 推計が必要であると考えられます。また、残高が安定的である場合においても、将来の残高変動の可能性に鑑み、シーズニング効果の有無に関する確認と、シーズニング効果を考慮したリテール区分の検討を行うことが必要となります。

<LGD>

LGD 推計において参照する LGD の実績観測データは、デフォルト後から回収完了までに行われた回収実績から計測される損失実績が基礎となります。一方で、デフォルト後から回収完了までの経過期間に着目した場合、デフォルト後から期間が経過するごとに回収率（損失率）は漸減的（漸増的）に低下する傾向（※）が想定されます。このような特性を加味した

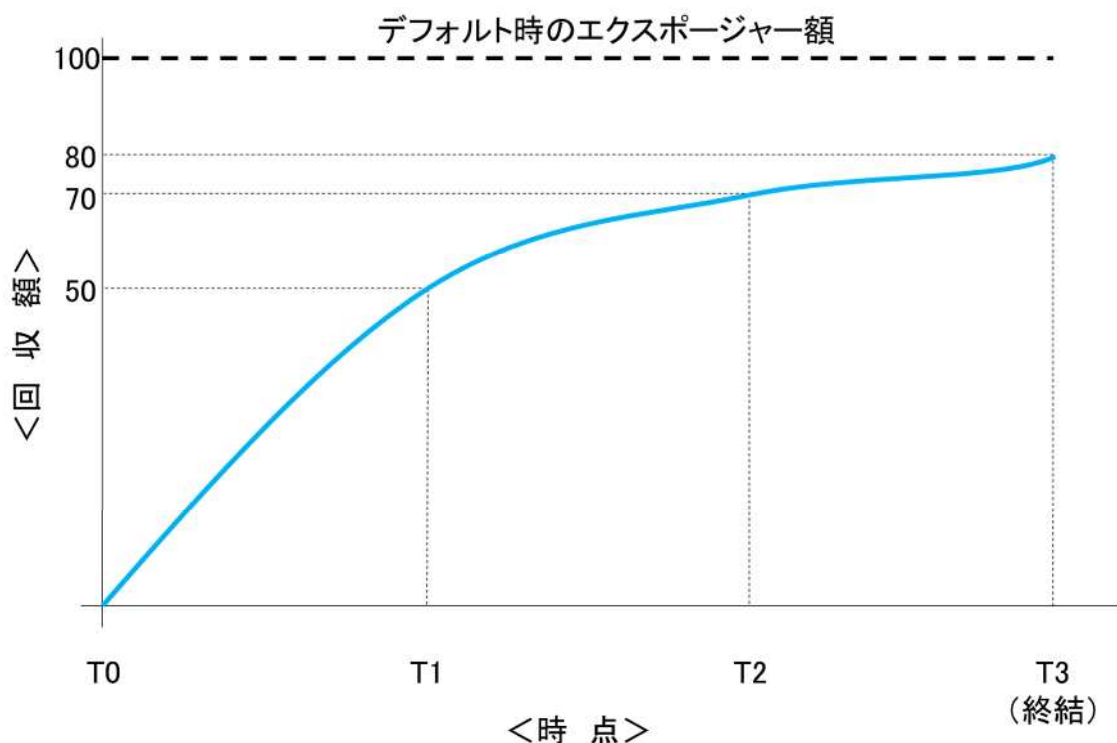
場合、例えば次のようなケースにおいて、LGD 推計値が非保守的な推計となる可能性があります。従って、内部格付手法採用行は、デフォルト後から回収完了までの回収実績と経過期間の期間構造を分析し、適切に LGD 推計値を調整する対応が求められます。

- ・ デフォルトした債務者又はエクスポージャーに一律の LGD 推計値 (ELdefault) を適用している場合
- ・ LGD 推計値の基礎となる LGD の実績観測データに回収が完了していない案件 (未終結先) のサンプルを含めており、そのサンプルの実績損失率には未回収部分に一定の将来回収予測の掛目 (回収実績と経過期間の期間構造が未勘案のもの) を乗じた予測回収額を勘案している場合

※ 次の図のように、経過期間においてその時点からの回収率 (損失率) は、漸減的 (漸増的) に推移していくことが考えられます。

(前提条件)

- デフォルト時エクスポージャーの額=100
- 終結の時点=T3
- 終結時の回収額 (損失額) =80 (20)
- LGD の実績観測値=20÷100=20%



(各時点における残高に対する終結時における損失率)

- T0 時点： $20 \div 100 = 20\%$ （＝LGD の実績観測値）
- T1 時点： $20 \div (100 - 50 \text{ (T0-T1 の間の回収額)}) = 40\%$ （＞LGD の実績観測値）
- T2 時点： $20 \div (100 - 70 \text{ (T0-T2 の間の回収額)}) = 66.67\%$ （＞LGD の実績観測値）

<パラメータの推計>

【関連条項】第 225 条の 2

第 225 条の 2-Q1 「十二月間にわたる過去における債務者及びエクスポージャーの特性を反映するもの」とありますが、どのようなことが求められますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

EAD の推計に用いる、①信用供与枠の未引出額に乗じる掛目の自行推計や②追加的な引出の自行推計の基礎となる実績観測値の算出には、実績観測値の計測対象となる個々の債務者や債権についてデフォルト時点の 12 か月前（1 年前）からの追加引出しの状況を観測する方法（所謂「フィックス・ホライズン法（Fixed Horizon 法）」）を用いることが求められます。従って、ある定められた基準日時点（例えば、3 月 31 日や 9 月 30 日）からの追加引出しの状況を観測する方法（所謂「コーホート法（Cohort 法）」）を用いた実績観測値に基づく、EAD 推計は認められません。

内部格付手法採用行が、フィックス・ホライズン法により実績観測値を計測する又はフィックス・ホライズン法に基づいた EAD の推計に変更する場合の留意点として、①追加引出しの状況を観測するためのデータの整備、②データに基づき、適切に実績観測値を計測するための計算態勢の構築、③（計算方法を変更する場合には、）計算方法の変更を踏まえたリテール・プール区分の適切性の確認や事業法人等向けエクスポージャーの EAD 推計値への影響確認、等の対応が求められることとなります。

なお、12 か月前（1 年前）の参照にあたっては、必ずしも日次での一致までを求める趣旨ではなく、金融機関のデータ蓄積の頻度に応じて最低でも月次の粒度の管理が行われているデータを用いることで、差し支えありません。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 225 条の 3

第 225 条の 3-Q1 「エクスポージャーに係る EAD の推計において、当該エクスポージャーの債務者、取引及び内部管理の特性を十分に反映するものとし、かつ、当該エクスポージャーとは異なる特性を有するエクスポージャーの影響を十分に排除した EAD データベースに基づくもの」とありますが、一般的にはどのようなことが求められますか。（令和 4 年 7 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行は、可能な限り債務者又は債権の特性、さらには定性的な内部管理の

差異を反映させた適切な推計パラメータを用いて自己資本比率計測を行う必要があります。推計パラメータに差異が生じうる特性が捕捉されない場合、適切なリスクの反映が困難となることから、自己資本比率の計算結果の信頼性が損なわれる可能性があります。

バーゼル合意文書「Basel III: Finalising post-crisis reforms」(2017 年 12 月公表) Internal ratings-based approach for credit risk パラグラフ 246 では、EAD 推計において生じうる代表的な問題として次の 4 例が指摘されています。内部格付手法採用行は、これらの指摘又はこれら以外の EAD 推計において想定される問題(※)を考慮に入れ、適切な EAD 推計の実施態勢を整備するとともに、その適切性の疎明を行う必要があります。

- ① 中小企業や中堅企業の実績観測データを基礎とした推計パラメータを用いて、大企業の EAD 推計を行うこと。
- ② 信用供与枠の未引出額が少額のサンプルで構成される実績観測データを基礎とした推計パラメータを用いて、信用供与枠の未引出額が多額の債務者・債権の EAD 推計を行うこと。
- ③ 延滞等の問題が発生したサンプルを含む実績観測データを基礎とした推計パラメータを用いて、正常な債務者・債権の EAD 推計を行うこと。
- ④ 実績観測データ内の債務者や商品特性の構成の変化が十分に考慮されない推計パラメータを用いて、EAD 推計を行うこと。

※ 例えば、推計パラメータに差異が生じうる特性が捕捉されない例として、①から④に示されるもののほかに、債務者・債権に設定される極度額の多寡により推計パラメータに差異が生じうるような場合が考えられます。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 225 条の 4

第 225 条の 4-Q1 「自行推計値の推計に用いる EAD データベースに含まれる僅少な信用供与枠の未引出額に起因して、不適切な EAD の推計値が算出され得る可能性を考慮に入れるもの」とありますが、一般的にはどのようなことが求められますか。(令和 4 年 7 月 15 日追加)

(A)

EAD の推計に信用供与枠の未引出額に乗じる掛目の自行推計値を用いる場合、その自己推計値の基礎となる CCF の実績観測データには、以下の計算例のような異常値が発生することが想定されます。

<前提条件>

- ・デフォルト 1 年前の信用供与枠 : 100
- ・デフォルト 1 年前の引出額 : 99

- ・デフォルト時の信用供与枠：300（デフォルトまでの間に増枠を実行）
- ・デフォルト時の引出額：300

<計算結果>

$$\begin{aligned}\text{実績 CCF} &= \frac{\text{デフォルト時の引出額} - \text{デフォルト 1 年前の引出額}}{\text{デフォルト 1 年前の信用供与枠} - \text{デフォルト 1 年前の引出額}} \\ &= \frac{300 - 99}{100 - 99} = 20,100\%\end{aligned}$$

このような異常値を含む実績観測データに基づき EAD 推計を行った場合、安定的かつ信頼性のある EAD の推計値が得られません。このような問題への対処方法として、推計に用いる実績 CCF に一律“100%”の上限値を定めることも考えられます。しかし、“100%”の上限値を設定することは、ある基準日における信用供与枠以上に追加的な引出しが行われ得る可能性を完全に排除するものであるため、保守性の観点から適切な方法ではありません。また、保守性の観点から、これらの異常値を推計の基礎となる実績観測データから除外することも、同様に適切ではありません。

この問題への対処方法として、バーゼル合意文書「Basel III: Finalising post-crisis reforms」（2017 年 12 月公表）Internal ratings-based approach for credit risk パラグラフ 247 では、「Limit Factor (LF) 法」「Balance Factor (BF) 法」「Additional Utilization Factor (AUF) 法」といった、信用供与枠の未引出額に乗じる掛目を用いて EAD 推計を行う方法以外の推計方法が提案されています。

内部格付手法採用行は、安定的かつ信頼性のある EAD 推計を実施できるよう、①バーゼル委の提案する推計方法の導入や②上限値について追加的な引出しを考慮した保守的な上限値を設定する、等の検討を行う必要があります。さらに、検討を通じた EAD 推計方法の適切性について、その疎明が求められることにも留意が必要です。

【証券化エクスポージャー】

【第1章（定義）＜証券化エクスポージャー関係＞等】

＜証券化エクスポージャーの定義＞

【関連条項】第1条第2号等

第1条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成19年5月9日追加、平成23年9月12日修正、令和4年7月15日修正）

(A)

第1条第2号及び第16号では、証券化エクスポージャーを、①ノン・リコース（投資家への支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク＜又は原資産のキャッシュ・フロー＞に依拠すること）及び②優先劣後構造の2つの特徴をもとに定義しています。「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないこととなりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産のキャッシュ・フローに限定的に依拠することとなります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることとなります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することとなります。

個々の商品（エクスポージャー）が、こうした証券化エクスポージャーに該当するか否かについては、当該エクスポージャーがこれら2つの特徴をともに有しているのかを各金融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図1及び図2に提示いたします。

図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社：株式会社	△	×	デット：法人等/事業用不動産関連/ADC(65条、70条、70条の3) エクイティ：株式他(76条)	デット：事法等 エクイティ：株式等
● 上場不動産ファンド：上場J-REIT***	△	×	デット：法人等(65条) エクイティ：株式他/ファン ド(ルックスルー)(76条、 76条の5)***	デット：事法等 エクイティ：株式等/ファ ンド(ルックスルー) ***
● 私募ファンド：不動産投資法人***	△	△	デット：法人等(65条)/事 業用不動産関連(70条) エクイティ：株式他/ファン ド(ルックスルー)(76条、 76条の5)***	デット：事法等 エクイティ：株式等/ファ ンド(ルックスルー) ***
● 私募ファンド：匿名組合(TK)＋合同会社(GK)/株式 会社(KK)***	△	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：TK＋GK/KK	○	○	デット：事業用不動産 関連(70条) エクイティ：株式他(76条)	デット：特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：特定目的会社(TMK)	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TK＋GK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TMK	○	○	デット：証券化 エクイティ：証券化	デット：証券化 エクイティ：証券化

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当する可否を確認・判断していくことになります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名でなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

*** 不動産投資信託他(不動産私募ファンドへの出資を含む。)については、上場REITや私募ファンドへの出資等の典型的な取扱いごとに、一貫した取扱いがなされることが求められます。(例：全て株式他/全てファンド/上場は株式他、私募はファンド等)

図2:市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な市場性不動産証券化・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット:法人等(65条) エクイティ:株式他 (76条)	デット:事法等 エクイティ:株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド:証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド:証券投資法人、証券投資信託	△	△	デット:法人等(65条) エクイティ:ファンド (ルックスルー) (76条の5)	デット:事法等 エクイティ:ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド:ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド:投資事業組合	△	△		
● CDO(Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット:証券化 エクイティ:証券化	デット:証券化 エクイティ:証券化

* ここで取り上げている市場性証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくことになります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名でなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特背を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。